

大変注目しながら読んだんですが、物流空間について、それから産業空間について、それから働き、憩い、生活する空間について、それから「海上空間は、二十一世紀における新たな国土のフロンティアとして、」こういうことになつておりますね。それから、「港湾相互のネットワーキングの推進」の中には、いわゆる地域相互のネットワーキングの必要と、それから外貿定期船の寄港する港湾、それを「三大湾内諸港等、関連する港湾との連携を図りつつ、地方へ配置する。」そういうこと。それから第三番目に「新たなバラダイムの形成」こういうふうにかなりこれは詳しく書いてあります。これは二十一世紀ですから十五年かかるんですから、今度の計画は五カ年ですから、この中の、今私が読み上げた中の何と何を、今度の第七次港湾整備計画では、今私が読み上げたもの、これ全部をおやりになるのか、この一部なんか、そのところを説明してみてください。

○政府委員(藤野慎吾君) まさに二十一世紀へ向けてやらなきやならぬ、やりたいと考えた事項を若干抽象的な表現も含めて今回のこの「二十一世紀への港湾」の中に盛り込まさしていただいております。まさに先生御指摘のようにその全部をやつてのけるということは、わずか五カ年ということもこれありいたしますので、その一部になると、いうことはそのとおりなんでございますが、それもまた幾つかの事例でお話をさせていただきたいと存じます。

例えば、先ほど先生のお話にも出ました外貿コンテナターミナルの地方への分散立地といふ事例で申し上げますするならば、先ほど三大港湾及びその他九地域ぐらいにとこういうことを申し上げましたけれども、その九地域のうち六地域ぐらいいしかできない、というふうな感じを持ちますし、あるいはまた、先ほど内貿ユニットロードターミナルの整備につきましても、各県に一港ずつぐらいとこういうことを基本理念としては考えましたけれども、今度の五カ年計画ではせいぜいそれは半分いけるかどうか、こういう感じは持つて

おるわけでございます。

その他大規模な临港道路再開発の推進、またマリーナ等レクリエーション基地の整備等々につきましても同様でございまして、一定の比率の、そ

のうちの一部分を今度の五カ年計画でやらしてい

ただきたい、やらしていただき、こういうことを考

えております。

さて、先ほどもちょっと触れましたけれども、御審議いただいております法律を通していただきました後、その個別のところは今後全国の各港湾管理者と御相談等を重ねて内容の具現化を図つて

おきたい、かようと考えております。

○安恒良一君 いま少し中身を詰めるために、一

応六十一年度から六十五年度の第七次について

四兆四千億ということで、港湾整備事業、それか

ら災害関連事業、地方単独事業、港湾機能施設整備事業等、それから調整費、こうなっています

が、そこで、去年の夏ですね、皆さん方が概算要

求をされたときはやはりこれを下敷きにして、こ

れは十五年計画ですから、これの中の当初大体五

カ年分ということでする計算をされたよう

に承っています。そうすると、その当時五兆数千億

の五カ年計画を大蔵と折衝した。今の財政難の折

ですから、それが四兆四千億に圧縮されているわ

けです。そうしますと、あなたたちがお考えにな

った、今申し上げた、柱はここいら辺にあるわけ

ですから、この柱のうちで五カ年間でやりたかつ

たんだけれども、四兆四千億になったからこれは

読み上げませんが、そのことは落ちなかつた。た

だ率直に言つて緊縮財政の折だから、金額が圧縮

されたから、例えば一つの例で言うと、五つの港

のところの具体化のところは、繰り返し申し上げ

ますが、今後なお詰めさせていただきたい、かよ

うには思つております。

○安恒良一君 そうすると、金額は圧縮をされ

が、この前、大臣が重点事項として数項目を挙げ

られた。これは時間がありませんから、一つ一つ

読み上げませんが、そのことは落ちなかつた。た

だ率直に言つて緊縮財政の折だから、金額が圧縮

されたから、例え一つの例で言うと、五つの港

を直そうと思ったところが三つになった、こうい

うふうに受け取つていいわけですか。

○政府委員(藤野慎吾君) あらかたそういうこと

で御理解いただいて結構でございます。

○安恒良一君 そこで、いま一つお話をお聞きさ

りますが、これとこの「二十一世紀への港湾」と

いうことの関連、整合性ですね、というのは、な

ぜ私が聞きたいかと、どうも日本の官庁と

いうのはやや縦割り主義なんですね。それが省ご

て、前回でございましたか、運輸大臣が提案理由説明のところで、今度の五カ年計画において重点的に考えております事項を数項目柱立てをして御

説明をさせていただいております。それは、実は

今回私たちが考えております五カ年計画の柱そのものなのですが、実は今先生御質問のこと

で申しまするならば、昨年夏の要求時点において

柱立てをいたしました柱と、現時点で考えており

ます柱立てとの間に何の問題はないという

ふうに私は考えております。ただ、先生今お話し

のように、総投資規模が私たちの心づもりと変わ

つておる点がござりますから、量的には若干の変

動があるということは避けられないと思います

が、柱立てと申しますか、計画推進の理念として

は変更がないというふうに御理解賜つて結構かと

思つております。

なお、その量的なところ、そしてまたその理念

のところの具体化のところは、繰り返し申し上げ

ますが、今後なお詰めさせていただきたい、かよ

うには思つております。

○安恒良一君 そうすると、金額は圧縮をされ

が、この前、大臣が重点事項として数項目を挙げ

られた。これは時間がありませんから、一つ一つ

読み上げませんが、そのことは落ちなかつた。た

だ率直に言つて緊縮財政の折だから、金額が圧縮

されたから、例え一つの例で言うと、五つの港

を直そうと思ったところが三つになった、こうい

うふうに受け取つていいわけですか。

○政府委員(藤野慎吾君) あらかたそういうこと

で御理解いただいて結構でございます。

第一点目は、先ほども先生のお話にも出来まし

た、今後の我が国を取り巻く経済、社会の変化に

どう対応するかという基本的な事項。

二点目は、本日御議論をいただいておりますよ

うな港湾整備緊急措置法の改正を通じて、新しい

五カ年計画を昭和六十一年度からはどうしても発

足させなきやならぬ。そのため今から基本的な

考え方を整理しておかなきやならぬというふうな

ことを二点目。

三点目は、まさに今、先生お話のございました

政府全体として、国土庁がいわゆる第四次全国総

合開発計画の策定作業に入りつあるという状況

下において、港湾局としてといいまして、運

輸省としてどういう主張をその計画の中に盛り込

んでもらうような主張をするかということについ

て、自分たちの見解を前もってまとめておかなき

やならぬ。そういう大ざっぱに申し上げて三つの

動機からこの「二十一世紀への港湾」の策定作業に

取り組みを開始いたしました。

今お話しのように、確かに港湾局の中で第一次

原案と申しますか、策定をいたしました。そして

省内各分野のいろんな御議論を経まして、そして

いよいよ公表をいたします場合は、運輸省港湾局

があるんです。運輸省の中でも港湾局と何々局とか。ですから、しかし、この「二十一世紀への港湾」といふものを読みますと、これはなるほど皆のうちの一部分を今度の五カ年計画でやらしたいと思います。ただ、やらしていただき、こういうことを考えておりま

す。そこで、先ほどもちょっと触れましたけれども、御審議いただいております法律を通していただきました後、その個別のところは今後全国の各港湾管理者と御相談等を重ねて内容の具現化を図つておきたい、かようと考えております。

○安恒良一君 いま少し中身を詰めるために、一応六十一年度から六十五年度の第七次について

四兆四千億ということで、港湾整備事業、それから災害関連事業、地方単独事業、港湾機能施設整備事業等、それから調整費、こうなっています

が、そこで、去年の夏ですね、皆さん方が概算要

求をされたときはやはりこれを下敷きにして、こ

れは十五年計画ですから、これが最初の大体五

カ年分ということでする計算をされたように思つております。

なお、その量的なところ、そしてまたその理念

のところの具体化のところは、繰り返し申し上げ

ますが、今後なお詰めさせていただきたい、かよ

うには思つております。

○安恒良一君 そうすると、金額は圧縮をされ

が、この前、大臣が重点事項として数項目を挙げ

られた。これは時間がありませんから、一つ一つ

読み上げませんが、そのことは落ちなかつた。た

だ率直に言つて緊縮財政の折だから、金額が圧縮

されたから、例え一つの例で言うと、五つの港

を直そうと思ったところが三つになった、こうい

うふうに受け取つていいわけですか。

○政府委員(藤野慎吾君) あらかたそういうこと

で御理解いただいて結構でございます。

○安恒良一君 そこで、いま一つお話をお聞きさ

りますが、これとこの「二十一世紀への港湾」と

いうことの関連、整合性ですね、というのは、な

ぜ私が聞きたいかと、どうも日本の官庁と

いうのはやや縦割り主義なんですね。それが省ご

という名前で公表をさせていただいております。

そういうことで、私たちの案をもつて現在国土庁に対して自分たちの考える今後の港湾整備の政策について、主張、議論を繰り返しておる最中でございます。まあまあ原稿と申しますか、ドラフトと申しますか、段階で内々入っててくる話では、国土筋にも私たちのこの港湾に対する物の考え方について、相当な御理解がいただけているという内々の情報も得ておるところではございます。先ほども先生お話をございましたように、そしてかつこのパンフレットの最後にも書いておりますが、私たち港湾分野の者が最大限努力をしなければならぬ命題はあるものの、やはり省内はもちろん、他省庁、そして各分野分野の御協力や御支持やらをいただいていかないとこの計画が本当にものにならぬという側面が一方であることは事実でございまして、そういった意味で、各界の御助力を得て今後の推進を図っていきたい、かようになります。

○安恒良一君

大臣、私はこれやはり大臣にお願いをしておかぬきやならぬのは、今のつくられた経過を聞いたのですが、なかなか私もまだ完全な勉強はしておりませんが、大変な勉強をされてつられたものだと思います。しかし、運輸省全体のコンセンサスになつてゐるのかなという感じもしますし、運輸省はそれにいたしましても、少なくともこれ、これだけのことをするためには国全体の政策に関連をしますから、例えば四全総なら四全総にも非常に関連しますから、これはやはり大臣として御努力を願わないと、どうしても縦割りですね、それから一省の中の縦割りになるとなれば混乱しますから、せつかくいいアイデアがいろいろ書かれておるわけですから、そこのところを大臣としては、この「二十一世紀への港湾」という構想を今後國務大臣としてどのよう展開をされていくお考えをお聞かせください。

○國務大臣(二塚博君)

「二十一世紀への港湾」

これは四全総の中にもこの基本的な方向は明示されるものと確信をいたしております。そのよう

に運輸省といたしましてこの四全総計画の策定の作業中でございますが、局長を中心的に進言をし、提言をいたしておるところであり、その精神はほぼそちら辺に盛られていくのかなと、また担当大臣としても「二十一世紀への港湾」こそが海洋国家として我が日本の進むべき重要な方向ありますものですから、何としてもこの基本的な枠組みというものを國家計画として御承認をいただき、その上に立ち、この実現を期してまいらなければならぬと覺悟いたしておるところございま

す。

特に、今度の第七次港湾五カ年計画につきましては、御認定をいただきますならば、その方向を着実に実行してまいりますために予算の獲得等々につきまして全力を尽くしてまいる覚悟でござります。

○安恒良一君

わかりました。

それじゃ次に、これも関連するんですが、私はきのう參議院の商工、運輸の連合委員会に出たんですね。そうしますと、その中でこの民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案、これはどうもきょう商工で採決をして決められるようありますが、その中でこの法案と私から言わせると、ややダメしているところがあるのか、それとも相互機能を発揮することになるのか、というのは、例えばこの法案の五年計画の中で港湾機能施設整備事業等五千八百億という金額が予定をされていますね。そしてきら災害関連事業とか、地方単独事業として四千八百億、それから港湾機能施設整備事業等として五千八百億、調整費七千九百億、合計四兆四千億、まあ通常この四兆四千億を五カ年計画と言つておる。まあ五カ年計画といふところが、同じ言い方を違う場面でしておるところがちょっとややこしくなつてゐる理由かと思いますが、そういう関係に相なつております。

さて、港湾機能施設整備事業は、御案内かと存じますが、これは国費が直接関与しておりません

か、ダブりがあるのかないのか、それとも相互的関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておるわけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的なプロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思いますが、現時点での比較的具体的な検討が進んでおります、港湾整備五カ年計画と俗に申しておりますが、これはただいま先生のお話もございましたように、総合計四兆四千億ということで投資規模をお決めをいただいております。

さて、それを構成いたします中身として、まず港湾整備緊急措置法に基づく五カ年計画でござります。

それから、そのほか公共事業といいますか、国費が関与いたします港湾整備事業と関連をしながら災害関連事業とか、地方単独事業として四千八百億、それから港湾機能施設整備事業等として五千八百億、調整費七千九百億、合計四兆四千億、まあ通常この四兆四千億を五カ年計画と言つておる。まあ五カ年計画といふところが、同じ言い方を違う場面でしておるところがちょっとややこしくなつてゐる理由かと思いますが、そういう関係に相なつております。

さて、港湾機能施設整備事業は、御案内かと存じますが、これは国費が直接関与しておりませんか、それは実は内容的には今後なお詰めを要する事項、そういう懸案事項を含めながらここに事項として書き出しておりますところをお読みをいただきたいと思います。それからこの書いております「二十三プロジェクトはいわゆる計画の実施期間を明示いたしておりませんで、これがただいま御審議をいただいておりますが、これがただいま御審議をいただいております。それが、これはまだ先生のお話もございましたように、総合計四兆四千億ということで投資規模をお決めをいただいております。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民間

関係資料としてお手元にお持ちのような具体的な

プロジェクトの構造を、多分お手元には「二十三

プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思

います。それが、これはまだ先生のお話もございま

す。ですから、こことのところの関係はどのよう

に相互関連はどうなつておるんでしょうか、それとも相互的

関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾

機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、しておこう、こういう考え方をしておる

わけでございます。

۲۹

○安恒良一君 いや、どうもわかりかねるんですがね。局長の説明で聞くとどうも話がおかしくなるのは、私たちが今審議をしている港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律は、いわゆる今年度から五ヵ年計画という、昭和六十一年から六十年の五ヵ年であって、その中の港湾整備事業の二兆五千五百億が議題になつてているというんじゃないと思ひますね。議題になつてるのは、調整費まで含めた四兆四千億の問題がこれは一括法案として提案をしていただいているんだと思うのですが、どうもあなたの説明を見るとそんなことにさうするすると、我々はここで議論するのは港湾整備事業の二兆五千五百億だけをすればいいのかどう面は決してそうではないと思ひますね。

これが一つと、それから二つ目にわかりかねたのは、こちら側は長期計画じゃないかとおっしゃいますけど、今我々が審議しているのはこれは五ヵ年計画ですね、きのう向こうで審議したのはいわゆる三年以内に事業の指定を受けることになつてゐるんです、三年以内ですかね。ですからあなたのおっしゃるように十五年も二十年も先の議論をきのうした覚えはないんですよ。きのうやつた民活法案はそんな議論をした覚えはないんですけど、ただ、私が資料としてもらっている中には、例えば運輸省の場合には、あなたがおっしゃつたように、釧路港再開発計画を初めとして、ずうつと一番下の沖縄の泊埠頭再開発計画、那覇ですね、ここまで港自体の整備を含めていろいろと例えば名古屋港ポートタウンだつたらいわゆる「施設整備、港湾管理・業務機能」それから「親水機能、物流機能等の整備をはかる。」ということは民間からの資本投下も含めてやるわけですから、この五千八百億というのは、いわゆる民活といふの五千八百億というのの中身と民活との関係はどういうふうになるんでしようかということを私は聞いているんです。

急措置法に基づきます五ヵ年計画と、それから通称港湾整備五ヵ年計画と、というちよつと紛らわしい表現を使いましたが、そのところを御説明さしていただきたいと思いますが、港湾整備緊急措置法の第三条で「運輸大臣は、まあいろいろ省略いたしますが、「港湾整備事業に關し」」「五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならぬ。」と、こういうふうに書いてございまして、かつ第二条に「[港湾整備事業]とは」といって定義が法定されおりまして、それは一言で申し上げまするならば、ただいま申し上げましたような国費が何らかの形で関与するような事業のものを港湾整備事業というと、こういう定めを港湾整備緊急措置法がいたしておりますわけござります。したがつて、法制的に申し上げまするならば、法律に基づく港湾整備五ヵ年計画は、国費が何らかの形で関与いたします港湾整備事業、つまり先般の閣議の御決定の数字で申し上げまするならば二兆五千五百億円のところを言つているということとして御理解を賜りたいと存じます。

それからその次に……

○安恒良一君　きょうの議題は何だと聞いているんだよ、きょうの議題は。

○政府委員(藤野慎吾君)　その次に、当然そういった通称港湾整備五ヵ年計画を構成をする中で、国費が関与いたしますこの港湾整備事業がその通称五ヵ年計画の中核をなしておるわけでございますから、その中核に関する御議論をいたたくときには五ヵ年計画全体ないしは今後の港湾整備計画のあり方についての御議論、御審議があるのは、それは当然だというふうには思つてはおります。

○安恒良一君　大臣に聞きますが、今の局長の答弁でもまだ理解できません。何か局長の答弁聞いてみると、港湾整備事業一兆五千五百億だけを中心にして審議してもらえばいいという言い方をしてしまいますが、そんなばかなことはないですよ。そしたらあなたの方の提案説明から直してもらわにやいかぬ、法律の組み立てをしてもらわにや

執しておつたら審議進みませんよ。

私は、きょうの審議はいわゆる四兆四千億、港湾整備、それから災害防護、港湾機械施設整備事業、調整費等を含めて新港湾整備五ヵ年計画を大臣が議題として供されている。そういう意味で議論を展開したいと思うし、質問も通告しておったのですが、今局長の強弁を聞いていますと、何かしらぬ、第一項だけを議論すればいいということだと話が違います。どうですか。整理してください。

○政府委員(藤野慎吾君) 先生ただいま御指摘のようなお受けとめ方をされるような表現を私がしておったといたしますならば、それは確かに間違つておると思しますので訂正さしていただきますが、申し上げましたことは、港湾整備緊急措置法が対象にしている五ヵ年計画は……

○安恒良一君 そんなこと聞いているんじゃないんだよ。

○政府委員(藤野慎吾君) ここでいけば一兆五千五百億などいうことだけを申し上げたつもりでございます。当然港湾整備五ヵ年計画四兆四千億全体の御議論をいただかなきやならぬというふうにはもちろん思つております。

○安恒良一君 きょう議論をするのはあれでよう、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案ですね。その案の中身には、今私が申し上げたこと全般が入つて議論するんでしよう、どうですか。なぜあなたは前のところだけ強調するんですか、わかりませんね。大臣、答えてみてください。わかりません。何でそういうことを言うんですか。私たちに提案しておきながら何でそんなことを言うんですか。

○国務大臣(三塚博君) どうも私も聞いていてわからぬのです。ですから、これからきちっと整理をいたしたいと思うのであります、提案、御説明申し上げましたとおり、四兆四千億、これで進めさせていただきたい。以下、内容はこんなところでありますと、こういうことで申し上げておるわ

○政府委員(藤野慎吾君) 三十六年に第一次五カ年計画を発足させて以来、六十年まで六次にわたり五ヵ年計画を推進をしてまいりました。進捗率はどうかということですと、さういふことはございませんが、まず港湾整備事業とその他ということに大きく分けて申し上げさせていただきます。なおこの計算分、それから港湾整備事業の分、その他の分等々のいわゆる進捗状況についてどうなつて、いるのか、資料をいただいていますから細かく読み上げる必要はありませんから、説明をしてみてください。

○安恒良一君 時間がもつたないから余り混亂をしないようにひとつ答弁をしてください。それでこそはわかりました。

そこで、私は今のところ、本次提案をされたもののが「二十世紀への港湾」とのかかわり、四全総とのかかわり、民間事業者の能力の活用に関する特定整備法とのかかわりについて議論をしました。そうなると、今度は過去の、いわゆる昭和三十六年から四十年を第一次といたしまして第六次六十年度までに至る実施の状況について、少しこれは精査をした上で、今度の港湾整備五ヵ年計画に賛成なのか反対なのか、こういうことを私は議論を展開せざるを得ません。

そこで、計画の進捗率ですね、例えば投資総額分、それから港湾整備事業の分、その他の分等々のいわゆる進捗状況についてどうなつて、いるのか、資料をいただいていますから細かく読み上げる必要はありませんから、説明をしてみてください。

○政府委員(藤野慎吾君) 大臣が申し上げましたように、港湾整備五ヵ年計画総投資額四兆四千億というものの全体について、いろいろ御議論をいただく場であるというふうに理解をいたしております。

前段申し上げたとおり、全体で御討議をいただくべく御提案を申し上げておるわけであります。

○政府委員(藤野慎吾君) 大臣が申し上げましたように、港湾整備五ヵ年計画総投資額四兆四千億というものの全体について、いろいろ御議論をいただく場であるというふうに理解をいたしております。

は、計画値と投資額という比率で申し上げます。なおそれは、いずれも貨幣価値は名目値であるといふところでひとつ御理解いただきたいと存じます。

第一次計画では全体的に八四%、その内訳として港湾整備事業は七七%、第一次事業は進捗率で四四%、うち港湾整備事業は四九%等々で、最近の六次の五ヵ年計画は全体として六八%、うち港湾整備事業は七五%、その他事業五〇%、こういった投資の進捗状況にござります。

なれ、一つお含みいたたかなきやならないこと率にとどまつておりますが、第二次計画と第三次計画が四〇%台、五〇%台に達していないといふのは、実はこのころは御案内のように、非常に高度な経済成長を我が国が遂げた時代で、それに対応する形で港湾整備も積極的に進めようということがございましたので、当初立てておりました五カ年計画を途中段階で打ち切つて、そうして新しい五カ年計画へ移行したということがございますので、その期間も縮まり、投資規模も小さくとどまっている。それを、その時点に立てた五カ年計画の規模で割り算をしたということがございますためにこういう低い進捗率になつてているということを、若干補足をさせていただきます。

しているのは、沿岸整備事業の進捗率、これ、こういうものを平均で見るのは余り正しくないんだと思うと思いますから、年次別に見ると七八%、最近では八十何%もありますが、今局長、前もつてもう弁明をされているんですけども、第二次、第三次なんかほとんど半分ですね。それからその他事業ということでこれは一括でくっつておられますが、例えば災害関連事業とか地方単独事業、それから港湾機能施設整備事業、これは一括くっつれて、その事業の進捗状況を見ますと、例えばこれは第一次は今度は逆に一五五・七%になつていますが、第二次から三二とか四九とか、第六次でましいわゆる四九・九%、第六次というのは今度六

十年度に終わるんですが、そういうふうに非常律改正をきちっとする、それから財政的には港湾整備特別会計法に基づく裏打ちもきちっとされるわけですね。にもかかわらず進捗率が、今の局長の答弁聞いてみると七割か八割行けばこんなものは成功だと言わねばかりのことを言いたそうな口ぶりですけれども、しかしそれかく年次計画を立てられて、五年か六年ごとに見直され、もしくはある場合には三カ年で見直されてしまって、こういう進捗状況でいいのかどうなのか。大臣は今度七次決めていただいたら一〇〇%、一生懸命やります、こうおっしゃっていますけれども、下の方の役人は大体これ七割か八割いけばいい方ですよと言わんばかりのことを言っているんです。が、こちらはどうなるんでしょうか、大臣。
○國務大臣(三塚博君) 局長は実態の数字を申し上げたと私も理解をしておるわけでして、やはり御承認をいただきました以上、これは國家計画として御承認をいただくことに相なるわけでござりますから、一〇〇%を目指して全力投球をするのがこれは当然のことでありまして、これは主管大臣だけではなくて、担当局長はもちろん、各地方港湾局長、全力を挙げて自治体と連携をとりながらこの所期の目標値完成のために努力をしなければならぬと思つております。

六次までの進捗率が非常に七九%を最高に、四次、五次、六次で見ますと八〇前後に低迷いたしておりますことは、財政再建という一つの壁がございまして、公共事業の前年度比マイナスという編成方針等で余儀なくされたことは残念なことであると思います。そういう中で、今次七次計画を御策定いただきますならば、過去の苦い経験をまた参考にしながら、特に国会の先生方の、また各党の御理解と御支援をいただきながら、決めたものと、このように思つておるところでございます。

○安恒良一君 これは大臣よりも局長に聞かなき

やならぬと思いますが、その他事業の進捗率が非常に低いですね。これは理由はどこにあるんでしょうか。これはあなたは、二つを括にくられていますから、例えば五十六年から六十年、一番最近の新しいのを見ましても、港湾施設機能整備事業が五一・六%、災害関連事業、地方単独事業が六八%、港湾整備事業は七四・九%になつていますね。

一番わかりやすいところでちょっと聞いたのですが、そのように非常にその他事業の方が進捗率が悪い。これは国費の関係もあるんでしょうが、どこに理由があるのかということと、それと同時に、今後は港湾整備事業とこれは一体となつてやらなきやいけないことですから、この進捗率を高めるためにはどういう努力をしようとしているのか、お考えを聞かせてください。

○政府委員(藤野慎吾君) 各港々ごとにいろんな事情がございまして、すべて共通しているかどうかというはちょっと気になるところではございまます、先ほども申し上げましたように、地方単独事業、文字どおりこれは地方の財源に依存しておる、国の補助金のない事業でございます。それから港湾機能施設整備事業は、港湾管理者がいわば借金をして、そして上屋とかタグボートとかをつくって、その使用料をちょうどいいをして投資額を回収をする、こういう仕組みのものでござります。

いずれも地方財政不如意ということもあつたり景気の動向の低迷というようなこともあつたりなどなどいたしまして、その分野への積極的な投資が向いていないということをあらわしているのではないかというふうに思つております。

ただいま先生お話しのように、まさに公共事業と一緒に相提携をして港湾の機能の整備拡充を図つていかなきやならない一分野でございますので、この進捗率が駆け足しておるというのは好ましくことだといふうには私も思つておりません。

さて、そういった地方の財源対策ないしは使料等を含めてどういうふうにするかというのは、

ある意味では地方港湾管理者の財政非常に苦しむところがございまして、これは長期にわたる港湾行政の一大課題だという私は認識を持っております。そういう意味では、先ほどもちょっとお話をいたしましたが、いわゆる民活事業というふうな形で、民活法に基づくかどうかは別にいたしまして、民間のそういう資本なり活力なりをこういった分野に導入することはできないか、ないしはそういった分野でいろんな協力を得ることができなかつたというふうな課題意識を持つておるところではございますが、少し時間をかけてじっくりと今後検討をしていきたい、かように考えております。

○安恒良一君 それから次は、これも資料いただいてますから説明してもらえばいいんです、第一次から第六次まで、港湾整備というのは、港が千百あるし、特定重要港湾が十八ありますし、重要港湾が百十四あるということですから、これは港というものは全部整備しなきゃならぬことは事実ですが、なかなか千百と一緒にやるわけにはいかなかつただろうと思いませんから、第一次から第六次までの五ヵ年計画の中においてはどの地域に對して、またどのような要請に対しても重点的に整備をしてきたのかということと、それらを受けて今までの第七次五ヵ年計画における港湾整備事業の地域配分はどういうふうにするのか。また、重点をどこに置くのか、このことについて説明をしてください。

○政府委員(藤野慎吾君) 六次にわたる五ヵ年計画の柱という意味でお答えさせていただきたいと存じますが、そのときそのときの政府全体としての経済計画やらまた国土計画やらというようなものを一つの上位計画として計画を立てまいり、推進をしてまいりました。余り要約し過ぎますとちよつと十分でない、意を尽くさないところがなほではないわけではありますが、要約をして申し上げまするならば、第一次、二次あたりと申しますのは、やはり港湾整備の立ちおくれによつて生じました外質港湾におきますいわゆる船込み現象、

業費が一兆五千五百億、片方は七千億ですから約三分の一ぐらいの調整費というものがとつてあります
ですが、これははどういうことなんでしょうか。

○政府委員(藤野慎吾君) 予備費と調整費の関係をまず御説明申し上げますが、予備費は、予期しないことのためなど、こういふ感じで当時計画の梓をとらしていただきました。一番典型的な例は、沖縄返還の問題だったというふうに記憶いたしております。

さて、第六次のときから調整費ということで文字どおり調整費をとつていただきましたが、今先生お話がありまして、全体会の投資規模が七四、五〇%ぐらいでとどまつた五ヵ年計画でござりますので、この調整費は確かに取り崩しておりません。実績がゼロでございます。さて、今度の五ヵ年計画四兆四千億におきましても、先ほど来る御説明申し上げ、また御議論もございますように、今後非常に流動的な経済社会の動向を背景として、やはりそういったものに適切にマッチしていくかなきやならぬということ、それからまた財政事情というふうなものの変化もございましょう。いろいろひくくるめてそういうふた諸情勢の激変に対して弾力的に対応する必要があるといふ観点から、今回も調整費を設けるということに相なつてございます。

なお、加えまして今度の五ヵ年計画におきましては、先般の閣議了解に際しては三年後にこの計画の見直しをしよう、こういうこともあわせて御確認をいただいておりますが、その趣旨もまさに今後の流動的激変の時代に対応するためには計画も

見直したらいい。こういう御判断が閣議であつたものというふうに理解をいたしております。

かね。というのはね、激変する、激変するたって、五六年間ですかね。そして、片方じやあなたたちは十五六年間のことも考えられて、いまして、五六年間でそんなに港の状況が激変するなんていいうのは考えられませんよ。ただまあ率直なこと言って、財政事情があつて本当ならあなたたち

のお気持ちだったら四兆四千億を、例えば港湾整備事業費には二兆何ぼに積みたいんだが、予算の関係もこれあり、大蔵省との折衝もこれあつたも

のだから、とにかく調整費ということで帳簿づら合わして、三年後の見直しというのは、三年後の財政事情を考えるということじゃないんですか。でないと、どうも説明がちょっと苦しくてわかりかねるんですがね。お互い運輸委員会でですから、ざつくばらんに話して、我々は激励するとこ

○國務大臣(三塚博君)　これは当時、与党の調整
副会長代理をしておりまして、ここにいる港湾局
長から強い要請を受けて、大分奮闘努力をいたし
るようだ。そんな話では、素人ならああそうです
かということになりますけれども、我々この項目
をこう検討して、前は二千三百億全然使わなく
て、進捗率は七〇と、そう言いながら、今回は二
兆五千五百億の約三分の一に近い七千九百億も調
整費でとつておって、三年後になつたら何からま
くいくような、そんな審議では僕はいかぬと思う
んですが、そこはどうなんですか。ざつくばらん
なことを言って、少し聞かかしてみてください、こ
の調整費の中身を。わからぬですね、これ今
の……。

たわけでござりますが、御指摘のように公共事業マイナスシーリングという財政再建の大原則がございまして、五ヵ年計画は軒並みその財政再建の方向の中で御辛抱いただく、こういうことであつたことだけは事実であります。よつて、前五ヵ年

計画の進捗率、実施額というものをベースにして
考えていくところということに相なりますと、調整
費除きの三兆六千百億円と、こういうことになる

ところが、片や港湾局長、当時の運輸大臣を中心
に全力投球で先生方の御援助、地方団体の御援助
もいただき、出てまいってきておる額は、表にお
示しのよう五兆三千四百億円という額でござい
ました。余りにもこの差があり過ぎては政治にな
わけですね。

りませんと、こういうことの中で、これは国民の世論の中でも推し進めました結果、七千九百億円ということで、総額四兆四千億円ということ

でこれを決定をする、こういうことに相なり、今説明がありました。しかし、これは使われないのでは困るということもこれございますものですが、三ヵ年で見直し条項ということをさせていたら、財政・経済状況の変化も、生きた経済でありますから先々どうなるか、そういう要素もある

でありますようし、また緊急に講じなければなりません。計画は計画として、積み上げではこれからやられわけでござりますけれども、それらの諸要素を含めて、このことは私どもの理解はいつでも使える金でありますよ、こういうことで理解をいたしておりますわけでございまして、本来でありますと調整費除きの四兆四千というものは極めて理想的な形でありますことは、率直に申し上げますとそのとおりであろう、こう思います。国家公務員たる港湾局長ということとありますと、政府の中で決定をいたした議はそのとおり遵守をしていかなければなりません。法令遵守義務がありますから、局長はそれ以上のことは、言いたいことは腹にたくさんあります。今答弁に相なるわけでござりますが、その点は所管大臣として、今後このた

○安恒一君 よくわかりました。
だいまの御審議を受けまして、全力を尽くして、
やはり前段決意を申し上げましたように進んでい
かなければならぬことだというふうに受けとめて
おります。

それじや、きのうの本会議の中曾根総理の答弁もありましたように、東京サミットでも内需拡大というのが非常に言われて、中曾根総理は大胆に

ターブーを破って補正予算ということまで本会議で言わされたわけですね。補正予算をとということまで。きょうの新聞、かなり大きい見出しへなって
いる。

と。削られた中身でいつでも使えるけれども、七千九百億は調整費的な、予備費的なことになつているということですから、私はやはりこれから目

本というものは公共投資にうんと力を注いでいかなければならぬ。そのことが諸外国から言われる内需拡大、日本に対する貿易不均衡の批判もかわることになりますので、ひとつ大臣がおつしやいましたように、少なくともこの五ヵ年計画の中では、最低限ここに書かれている四兆四千億という

そこで次は、今までの整備計画とちょっと違つてきました問題として、新しい言葉ですが、「高規格の臨港道路を整備」ということがこの「二十一世紀」の中にも書いてあります。これは日本語で見ると、この高規格というのは當て字かなと思うぐらい難しい言葉なんですが、これはこの整備事業の中でやれることと、それから臨港の道だらうと思いますが、これは港だけ道をつくつたってやれるわけじゃないんですね。港だけの中じゃありませんから。港

い。が、これらについて、この第七次五カ年計画の中
でどの程度、何ヵ所ぐらい、どのようにやろうと
されているんですか、お考えを聞かせてください。

○政府委員（藤野慎吉君） 従来から港湾貨物の搬出入に必要な道路を臨港道路として私たち港湾整備事業の中での整備を進めてまいっておりま

す、確かに高規格という言葉は新しく我々が名前をつけたものでございますが、昨今、背高コンテナに代表されますような輸送単位が非常に大きくなつてくるというふうなこととか、また輸送の効率化という要請にこたえるために、同じ臨港道路をつくりましても、線形とか、カーブですね、そ

これから幅員とか耐荷、荷重とか、そういうふたうな面で、より規格の高い、いい道路をつくらうということで、今度の五ヵ年計画でも、そういう進め方をしていきたいというふうに思つておるところでございます。

現時点では、私たち今度の五ヵ年計画では全国で十数港、十五、六港ぐらい、二十カ所ぐらいのそういう道路を実施に移したい、かようなことを今計画中でございます。

○安恒良一君 わかりました。これは今後検討されるとときに、国民が読んでわかる言葉にしていただきたいと思うんです。ちょっとこの字だけ見て、高規格臨港道路なんといつて、これは建設省もこれでうんと言つたのかどうか知りませんけれども、ちょっとこれ、国民が読んでも、説明を聞かないと何のことかわかりませんよ、これは。高い規格の臨港道路というんですが、それは中身はわかりましたから、そういうことであれしていたただきたいということを言つておきます。それで、もう時間がだんだんなくなりましたから、あと二つぐらい聞きたいのですが、私は地域開発の拠点となるべき開港湾整備をやつてもらいたい、第七次五ヵ年計画でもやつてもらいたい、こういうことを申し上げたんですが、国が関与してやるやつと、それから地方自治体の単独事業、それから港湾管理者がやる事業がございますが、例えば一つの例を挙げますと、開港湾、そして地方自治体はそこへ工業用団地をつくるわけですね。ところが、これは高度経済成長政策時代にはもう、まねしなければ損のようになつたことがあります。だから、今になつたら考へるわけですがね。ですからこれはやはり地方自治体の財政負担にうん

となつてますから、こらのことについてどういうふうにして、地方自治体も工夫しなきゃならないことでしょうが、この第七次五ヵ年計画の中でも何か考えていいかないと非常にいけないんじゃないかなと。この二十一世紀のこれを見ますと、あらもやる、これもやると書いてありますから、そういう土地は使えるんでしょうが、当面私たちが全国を回つて感じるのは、臨港に工業団地をつくった、つくつたが、ほとんど使われていないという状況ですね。高度経済成長期から一時は石油ショックになって、そして今経済成長は長期安定、中程度の経済成長になつていますから、四、五%。ここらの問題との法華との関係はどう考えられますか。それから地方のそういう財政難の中における問題はどう考えられますか。

○政府委員(鷹野慎吾君) 大変適切な御指摘だとおもいますが、また大変難しい問題提起であるといたふうに思つておりますし、私たちも常日ごろ、正直申し上げまして頭を痛めつつ、関係の皆さん方と協議もしたり、検討もしたりしておるところが正直なところでございます。

さて、土地の造成と申しますのは、御案内のように一朝一夕にしてできないということがあつて、前もつて若干先行的に用意をしておく、そして、前もつて若干先行的に用意をしておく、そして、その土地を利用して新たな民間設備投資等々が行われることが、先ほど来港湾を核として地方地域の振興に寄与すると申し上げた、その一つのあたりであるというふうに我々も思つております。

いろいろ経済情勢の変化等もございまして、そし、過去における地域政策の物の考え方というものはそういうものとして遂行してきたというふうに思つております。

これからまた一方では、昨今話題のよくな特定の地域では非常に地価の騰貴というようなもののあつたりするというふうなことで、土地が簡単に場所の移動ができないという特性を持つておるもので、こんなにまた流行でつくつたことがよかつたね。あんなに正直なところだと思つております。

さて、その中で、私たちそれがひとつ地

方公共団体の財政の圧迫要因とならないようになります。そこで幾つかの事項を検討したり、また実行に移したりしようといたしております。

例えば、先ほど来申し上げておりますように、起債で原資を仰いでおりますので、その起債の償還期限、償還条件の改善とか、あるいはまたそういったふうなことを通じての財政条件の緩和と定、中程度の経済成長になつていますから、四、五%。ここらの問題との法華との関係はどう考えられますか。それから地方のそういう財政難の中における問題はどう考えられますか。

○政府委員(鷹野慎吾君) 大変適切な御指摘だとおもいますが、また大変難しい問題提起であるといたふうに思つておりますし、私たちも常日ごろ、正直申し上げまして頭を痛めつつ、関係の皆さん方と協議もしたり、検討もしたりしておるところが正直なところでございます。

さて、土地の造成と申しますのは、御案内のように一朝一夕にしてできないということがあつて、前もつて若干先行的に用意をしておく、そして、前もつて若干先行的に用意をしておく、そして、その土地を利用して新たな民間設備投資等々が行われることが、先ほど来港湾を核として地方地域の振興に寄与すると申し上げた、その一つのあたりであるというふうに我々も思つております。

○安恒良一君 これは大臣にもお願いしておきましたが、やはり最大限の努力を今後ともしてまいりたいと思っております。

○政府委員(鷹野慎吾君) 今後の港湾のあり方をいろいろ議論していくに際して、やはり広く地域社会、学識経験者、港湾関係者、行政機関等、多くの人々の意見を聞きながらやっていかなければなりません。これは私は労働者の代表を入れなきゃならぬと思う。それから、中央に中央港湾審議会というのがあるんですね。ところが、これは労働者の代表が入つてないんです。私はこれだけ港湾問題も考えたり、あるいはまたそれに至ります道路に用計画を当初立てて進んでおるわけあります。が、それを昨今の経済情勢等に関する諸情報をお互い適切に情報交換等いたしまして、そういうふうに思つております。

我々としても最大限の努力を今後ともしてまいりたいと思っております。

○安恒良一君 これは大臣にもお願いしておきましたが、やはり最大限の努力を今後ともしてまいりたいと思っております。

○政府委員(鷹野慎吾君) 今後の港湾のあり方をいろいろ議論していくに際して、やはり広く地域社会、学識経験者、港湾関係者、行政機関等、多くの人々の意見を聞きながらやっていかなければなりません。これは私は労働者の代表を入れなきゃならぬと思う。それから、中央に中央港湾審議会の中にやつぱり含まれてかかるべきだと思いますが、こういう点について考え方を聞かしてください。

やぶさかではないという気持ちは持つてはおりませんが、現時点では審議会で港湾の開発計画とか航路の開発保全計画とか、また個別の港湾計画とかいったふうなことを議論してきておるというふうな議題の内容と、いうふうなことに照らしたときに、特に港湾労働問題を余り議論していないといふようなこともあつたりして、現時点では委員として御参加いただいておらぬという実情にござりますことを御理解賜りたいと存します。

○安恒良一君 私は、中央港湾審議会に労働者代表を入れるというのは、何も労働問題だけでやつ

ているわけじゃないですね。それから、どうもやつぱり局長の答弁は、ちょっと役人だから気にかかるのは、ローカルの審議会には労働組合代表は

有効だけれども、中央は学識経験者だから有効でないようなことを言われるけれども、中央の審議会に労働組合の代表、学識経験者で入っているのは幾らでもありますよ。私は例え税制調査会に

六年おりました。私は、税制調査会は学識経験者ですよ、あれは、かなり高度な学識経験者だと思

いますが、今のお話を聞くと、どうもちょっとだけかねるなんだな。だから、私はやっぱり大臣、ここのことろはやはりこれだけ港湾問題

が重要であるならば、それは中央港湾審議会、学識経験者で結構ですよ。学識経験者で、多數の中

に一人ぐらいい労働組合の代表が入って、私は、議論することについてやつぱり大臣としては積極的に踏み切り願わないと、港湾局長以下役人に相談しているところはいつまでも今のような話になるわけですね。その点、大臣どうでしょか。ひとつ明快な御答弁を。

○国務大臣(三塚博君) 港湾局長はただいままでの審議会の運営の仕方、構成、こういうことで基本的な取り組み方を申されたと思います。今まで

それがいいのかなど私も考えてきたわけなどでござりますが、ただいま、ずっと御審議をいただいておりますように、「二十一世紀への港湾」と、「成

熟化社会に備えた新たな港湾整備政策」というこ

とで、まさに新時代に突入する港湾計画に入る。特にただいまも触れられましたように、余剰人員、企業の合理化、国際競争の中でやはり勝ち抜いていかなければならぬという厳しさの中での港湾関連業務、さらにこれに携わるそれぞれの諸団体、いうものも相当そういう中で厳しい取り組みが行われてきますことは容易に予想できることだな、そういう観点で恐らく余剰人員はそういう中で全部取り込んでいくべきではないのかと、こういう御指摘であらうと思いますし、さらには、私が行なわれたあの昨日の審議等もやはりそういうものを含めたいいろいろな展望に立つておるといふうに私は受けとめて実はおるわけです。そういう点からその中で吸収していかなければなりません。せんですし、大きい意味では、やはりその港湾といふのは、まさに二十一世紀の港湾というの、従前の物流中心の港湾から新しい展望に立った生活港湾という、あるいはそれのすべてを取り込んだ形のものに発展をしていかざるを得ないだろう。それが港湾局長の方が労働者代表といふことであるならば、いふべきでございますが、まあ私もこの点から、学識経験、国民代表という形で、とにかく、港湾は、交通、産業、住民生活等を支える重要な基盤である。それで、そのとおりだと思います。

○矢原秀男君 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案について若干の質疑を行います。

○國務大臣(三塚博君) 提案理由にも、一つは、港湾は、交通、産業、住民生活等を支える重要な基盤である。

○矢原秀男君 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案について若干の質疑を行います。

○國務大臣(三塚博君) そのうことで取り進めてまいります。

○國務大臣(三塚博君) しかと承りました。

○國務大臣(三塚博君) そういうことで取り進めてまいります。

○國務大臣(三塚博君) 本件につきましては、計

一一番には、整備推進が国民经济の健全な発展

にとって、必要不可欠であると、こういうふうに述べていらっしゃるわけでござりますが、まあ私

もそのとおりだと思っております。

今回も「二十一世紀への港湾」という形で重点事

項七点を拝見させていただいておりましても、一

つは複合一貫輸送の進展等高度化する物流に対応

した港湾の整備。

二番目には、臨海部の活性化を目指した港湾の再開発及び人工島の整備。

三番は、地域の産業の振興の基盤となる港湾の整備。

四番、エネルギー等資源の安定的な供給を図るための港湾の整備。

五番は、船舶航行の安全性の向上等を目指した港湾及び航路の整備。

六番は、潤いのある港湾及び海洋環境の整備。

七番は、港湾整備の円滑な推進のための技術力の整備等を図ること。

非常にもつともな重点事項だと思います。

それで、最初に運輸大臣に、予算の数字の面の

総括のことだけを先ほどの質疑で非常に数字的に細かくやりとりされておられますので、一点だけ数字的な予算の面で確かめておきたいんです。

それで、打ち出していらっしゃる非常に幅の広い期待性のあるこの政策に對して、港湾整備五カ年計画

の推移が、第一次が七七・四、次が四八・八、四

八・五、八三・一、八三・五、第六次が七四・九

という達成率でございます。四兆四千億円、こう思いますが、これはまあ任期とか改選期とかあると

いう予算の中から一点だけ大臣にお願いしたいん

ですが、達成率やはり七四・九ぐらいの前回の第六次ぐらいであると、私はこれだけのすばらしい

重点政策を掲げていらっしゃるのに非常に寂しい

思ひがするわけでございますが、大臣として、この達成率を、第七次港湾整備五カ年計画は、やはり〇〇〇%ということはこれはちょっと無理だと

思ひますけれども、それらの達成の決意、そういうことをお伺いをしておきたいと思います。

○國務大臣(三塚博君) それでは、運輸省として全力を尽くしてこれは取り組んでまいります。

○國務大臣(三塚博君) 同時に、先ほど御論議ありましたとおり、調整費の問題などもござります。調整費除きの事業費

は完全消化というものがこれは最小限の目標である

うと思います。同時に、三カ年見直しへございまして、これから、この計画達成につきましては、

これが熱心な御審議をいただいて御決定をいたしました。運輸省として全力を尽くしてこれは取り組んでまいります。

○國務大臣(三塚博君) そこで、運輸省を御承認をいただくということと、こういうことであります

補正といいますか、調整と、こういうことの中でも機動的な財政運用を政府一体として取り組まさ

していただく、運輸省とすればそれを目標に取り組んでまいりまして、少なくとも從前の達成率を上

回る達成率で次の五カ年計画にスムーズにこれがわかつてまいりますように努めてまいらなければ

ならないと深く決意をいたしておるところでござります。

○矢原秀男君 よろしくお願ひをしたいと思いま

す。

新港湾整備五カ年計画に関する具体的な質問に入ります。

質問の一は、国際複合一貫輸送への取り組み、そして質問の二は、国際複合一貫輸送の課題についてでございます。

まず、最初の質問の一については、新港湾整備五ヵ年計画の策定中の七項目の最初に、複合一貫輸送の進展等高度化する物流に対応した港湾の整備を図る。また運輸白書を見ましても、この件につきましては、五十九年度は半ページの記述でございましたが、六十年度版では実に三ページにして、やる気満々になつてているわけでござります。新しい時代の物流、国際複合一貫輸送に対してどういう取り組み、対応をされていかれるのか、これがまず一点。

先ほど申し上げました二点目につきましては、我が国においても、昨年、日本フレート・フォワーダーズ協会という業界団体が認可され、活動を始めております。百社を超える企業が参加をしているようです。陸運、海運、港湾、商社等さまざまな業種が参入を目指しているような状況にあります。一つは運輸省として今後どのような観点から国際複合一貫輸送業者の育成のための施策をとつていくのか、そして我が国の現行の総割り業種別法規制は国際複合一貫輸送の展開に際しては種々の障壁となつていることが懸念されますけれども、諸外国の制度との統一、調整などのよう取り組んでいくのか、まず二点を伺いたいと思います。

○政府委員(仲田豊一郎君) 国際複合一貫輸送への取り組みいかんという御質問でございますが、御承知のように、国際的輸送は、ただ海運とか陸上とかそういうものがばらばらで行われているといふ時代を過ぎまして、現在そういうものが一貫して複合的に行われ、また一つの責任のもとにこれが行われているという状態が非常に多くなつてまいっております。

例をアメリカにとりますと、アメリカと日本を結ぶルート、日本からアメリカに行く貨物というものはおよそ三〇%程度はこういう複合一貫輸送という輸送形態で行われているという現実がございましてあります。

いますし、また歐州との間で申しますと、例のソ連を通つてしまつりますが、こういう形態で運ばれているというような状態でござります。こういうのが非常に大幅に使われております。こういう現実を踏まえまして行政としてどう取り組んでいかか、どういうふうに対応しますか。

欧洲との間の輸送のおよそ二〇%近くがこういう形態で運ばれております。こういうような現実を踏まえまして行政としてどう取り組んでいかか、どういうふうに対応しますか。

とにかくという非常に大きな問題かつ難しい問題がござりますが、こういうような現状を踏まえまして我が国経済の展開、高度化し、かつ多様化していくといふ、こういうようなニーズに対応するといふために、我が国の中の業界といたしましては、倉庫業、港運業、海運業、こういうものが各個別的な業種の枠を越えまして現在物流企業として発展し、かつこれが活性化をもたらしているという状態でございます。したがいまして、こういうような各業界のひとつつのイニシアチブによる今後の発展といつものを行政面からバックアップしていく、これの健全な発展を図つていく、こういふような視点がますます重要になってくるものと思つております。運輸省といたしましては、こういうような国際複合一貫輸送の実態を十分にまず把握するという、それからこれを踏まえて、国際複合一貫輸送体制の整備、基本的にはこれは民間の創意工夫によるということを基本といたしますが、輸送体制の整備に積極的に行政としても取り組んでいくというふうに考えております。

それから二番目に、フレート・フォワーダーを中心とした複合一貫輸送に対する法規制といふ範囲ではアメリカの海運法のみであるといふふうに思つております。どうしてこういうことか難しいものでございますが、現実にはつきりした法規制を持っておりますのは、私ども承知している範囲ではアメリカの海運法のみであるといふふうに思つております。どうしてこういうことか

いうことは、想像しますに、この輸送自体が、利用するものがいわゆるプロである荷主でございまして、これと、プロとプロとの関係において、やはり両方の利害関係が自動的に調整されていることなどが我々の基本としている自由主義経済の流れに任せていて、とりあえずは何とか差し支えないのではないかという各國の判断があるのではないかと思ひます。しかしながら、各國の行政、法制との調整といふのは、我が国このよう

な業態の発展のためにもぜひ必要なことでござりますので、各國の各種輸送モードに関する規制、そういうものを十分踏まえながら、各國の関連制度の内容等に差がありますとそれを調整してもらわなくてはなりませんし、現実にそういう制度運用の調整を我が国としても現実の問題となつた場合には、これに対して政府としてこの調整に乗じ出すというようなことも必要であろうと思いま

OCCCと言つております。日本語で申しますと貨物取扱業者というふうに御理解いただければよろしいわけですが、こういう事業者もまたこういう国際複合一貫輸送に手を伸ばし始め、またこれを将来の自分の事業の中心に据えようという動きがございまして、御指摘のような日本インターナショナル・フレート・フォワーダーズ協会といふのが

昨年の九月に設立されました。

運輸省といたしましては、こういう業界の間での一つの連合、協調というものを歓迎しておりますし、今後ともこういう形で事業者が団結して業界の発展を目指すということに対しても積極的に協力をいたしていきたいと考えております。

【理事吉村眞事君退席、委員長着席】

それから、外国の制度との関係、これは各國がきちんとした複合一貫輸送に対する法規制といふものを行つておりますと、この間の調整が極めて難しいものでございますが、現実にはつきりした法規制を持っておりますのは、私ども承知している範囲ではアメリカの海運法のみであるといふふうに思つております。どうしてこういうことか

すところの神戸港一つをとりまして、極東の地域の大型コンテナ埠頭、韓国、台湾、シンガポール、こういうことで貨物が流れいく、こういう

も年々大型化をたどつております。我々のおりま

コントラ埠頭の整備についてでございます。

この問題につきましては、輸送合理化の旗頭とヨーロッパ輸送が登場して二十年が

たつわけでございます。こういうふうな中で定期

航路をつくりながら、競争力のある新鋭コンテナ埠頭の整備といふものが望まれるわけでございますけれども、そういう点について具体的に伺いたいと思います。

○政府委員(藤野慎吾君) ただいま先生のお話の基本でもござりますので、こういうような一つの流れに任せていて、とりあえずは何とか差し支えないのではないかという各國の判断があるのではないかと思ひます。しかしながら、各國の行政、法制との調整といふのは、我が国このよう

な新五ヵ年計画では、こういう対外的な情勢といふふうに思つております。どうしてこういうことか

ますけれども、そういう点について具体的に伺いたいと思います。

○政府委員(藤野慎吾君) ただいま先生のお話の中で、韓国、台湾等々という固有名詞も出まし

て、極東地域におきます諸国のコンテナベースの整備の進行状況を、特に大型化ということについてのお話がございました。私たちも実はそういう

データを手にいたしまして、世界におきますコンテナ船の大型化傾向に対して、これに適切に我が

国も対応していかなければならぬという課題意識を現在強く強く持つておるところでございます。

我が国では、たしか去年の二月に神戸で十三メーターコンテナ埠頭が、これは大体四万トンぐら

いを対象にするコンテナ埠頭であります、二バースできたというのが、その十三メーターとい

すし、今後ともそういう方向で諸外国との間で努力をしていきたいと考えております。

○矢原秀男君 確かに国際複合一貫輸送の展開に当たっての大きな課題としては、各國の関連制度を十分踏まえて活動されなくちゃいけないと想います。國家間で制度の運用、いろいろの調整、そういうようなことが政府レベルでの対応の中で重要な課題になるのかと想いますけれども、その点もよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

次に、質問の第三でございますけれども、外貿

要な課題になるのかと想いますけれども、その点もよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

この問題につきましては、輸送合理化の旗頭と

して、海上のコンテナ輸送が登場して二十年がたつわけでございます。

この問題につきましては、輸送合理化の旗頭と

して、海上のコンテナ埠頭の整備についてでござ

りますが、さらに合理化の面からコンテナ船の船型も年々大型化をたどつております。我々のおりま

コンテナ埠頭についてでございます。

この問題につきましては、輸送合理化の旗頭と

して、海上のコンテナ埠頭の整備についてでござ

りますが、さらには、競争力のある新鋭コンテナ埠頭の整備といふものが望まれるわけでございますけれども、そういう点について具体的に伺いたいと思います。

○政府委員(藤野慎吾君) ただいま先生のお話の

中で、韓国、台湾等々という固有名詞も出まし

て、極東地域におきます諸国のコンテナベースの

整備の進行状況を、特に大型化といふことについ

てのお話がございました。私たちも実はそういう

データを手にいたしまして、世界におきますコン

テナ船の大型化傾向に対して、これに適切に我が

国も対応していかなければならぬという課題意識を現在強く強く持つておるところでございます。

我が国では、たしか去年の二月に神戸で十三メ

バースできたというのが、その十三メーターとい

日本で一番大きい埠頭がつい去年できた、こういふことでござります。そういった意味で、今後こういった世界の趨勢に立ちおくれないような整備をしていかなければならぬというふうに思つておるところでございます。

さらに今お話ししがございましたが、そういつた大型コンテナ船を駆使して、外貨コンテナ貨物の増大が今後とも進んでいくことともこれまた明らかな見通しがございますが、そういつた意味で今後三大湾、さらに加えて全国主要港湾においての大型のコンテナ埠頭の整備を今後五ヵ年計画の中でも推進をしていきたい、かように考えております。

○矢原秀男君 確かに貨物輸送面の合理化ということになりますと、世界におけるコンテナバースの水深の問題、近隣諸国とのコンテナバースの水深の問題等々、非常にこれは航路別の喫水の分布を見ておりましても、我が国としても公共コンテナ埠頭の整備というものは非常に重要な課題になるわけでございます。今お話しもございまして、非常に取り組む決意もされていらっしゃいますので、一応安心をしているわけでございます。

次に、内航雑貨輸送の増大に対する施策でござりますけれども、構造的に不況業種と言われている内航の海運に関して、近年の商工業製品の軽薄短小化の傾向に伴つて雑貨輸送というものが非常に伸びております。ユニットロード貨物と呼ばれるものが順調な伸びを示しているようございますが、内航海運の振興という観点から、今後ともこれらの雑貨輸送が伸びるような施策、これが望まれるわけであります。伸長の著しいコンテナ貨物に對しては、やはりそれに見合った港湾の整備というものが不可欠、これは当然でございます。

そこで、運輸省として今後内航の雑貨輸送が進展するような貨物の促進施策、これはどうされるのか。二番目には内航コンテナ增大に対応する港湾の整備、これらについて具体的に伺いたいと思ひます。

○政府委員(武石章君) お答え申し上げます。

先生今御指摘のとおりの状況が進展しております。それで言いますと四八%という、我が国の貨物輸送量の四八%を占めるという非常に基幹的な輸送手段であるわけでございます。

近年産業構造の変化、特に今先生御指摘のように軽薄短小という言葉に象徴されますように、経済のソフ化あるいはサービス化というものが非常に進展しております。そういうものを背景として、内航海運は最近において非常に輸送量が低迷しておりますわけでございます。それは内航の主要な輸送というものが、鉄鋼とかセメントといいますような、いわゆる素材産業の物資が多いということが原因でございます。五十四年度が約五億一千五百万トン運んでおりましたのが六、七と非常に減りまして、その後わずかに微増という状況が続いておりますが、五十九年度は依然として四億五千萬トン程度というよう著しく低迷しておるわけでございます。

そういう中で、コンテナ船等によりますいわゆる雑貨輸送が増加しておりますことは非常に注目されることでございます。これは全体の統計は非常に難しいんですけど、大手の九社のコンテナの輸送量を最近の数字で見てみると、年率一〇%を超えるこの二年間の増加という状況でございます。これは二十フィート換算のコンテナベイスでございますが、そういう状況でございます。

し、運んでくる航路も五十七年度の六十三航路から五十九年度には八十三航路にふえているというよう、そういう面での業界の努力が進んでおるところです。

私どもいたしまして、こうした新しい分野での輸送活動を促進することがやはり内航海運を考えます。

今後考えていく上で極めて重要であるというふうに考えております。このために例えばコンテナ船の建造に必要な資金、その確保につきまして船舶整備公団の共有建造方式の活用を図るとか、それ

段であるわけでございます。

近年産業構造の変化、特に今先生御指摘のように軽薄短小という言葉に象徴されますように、経済のソフ化あるいはサービス化ということが非常に進展しております。そういうものを背景として、内航海運は最近において非常に輸送量が低迷しておりますわけでございます。それは内航の主要な輸送というものが、鉄鋼とかセメントといいますような、いわゆる素材産業の物資が多いということが原因でございます。五十四年度が約五億一千五百万トン運んでおりましたのが六、七と非常に減りまして、その後わずかに微増という状況が続いているておりますが、五十九年度は依然として四億五千萬トン程度というよう著しく低迷しておるわけでございます。

そういう中で、コンテナ船等によりますいわゆる雑貨輸送が増加しておりますことは非常に注目されることでございます。これは全体の統計は非常に難しいんですけど、大手の九社のコンテナの輸送量を最近の数字で見てみると、年率一〇%を超えるこの二年間の増加という状況でございます。これは二十フィート換算のコンテナベイスでございますが、そういう状況でございます。

し、運んでくる航路も五十七年度の六十三航路から五十九年度には八十三航路にふえているというよう、そういう面での業界の努力が進んでおるところです。

○政府委員(藤野慎吾君) 家島港におきまして、

船舶の大型化に対応しなきゃならぬ、泊地が狭くなっているというふうなことで外に防波堤をつくらる必要がある、つくってほしいという地元の強い御要請のこと、私たち承知をいたしておりまして、実はついせんだけ御連絡を申し上げたかと思いますが、この六十一年度から新たに補助事業としてこの防波堤の整備を開始することを決めたところでございます。今お話しのように離島という地域社会における港湾の持つ意味ということの代表的な事例だらうというふうに思つておられます。

次に、港湾の関連の質問でござりますけれども、「新港整備五箇年計画の策定について」という中で、この重点項目の七項目には、「地域の

では、最後の質問でございますが、核燃料輸送に関する質問でございます。

昨年から質問を計画しておりまして、委員会でいつも時間切れになりまして、関係の部局の方には御迷惑ばかりをかけておりましたのですが、去る三月二十七日の夜、NHKで「追跡・核燃料輸送船」という特集番組を放映されておりますので、私もきょうは簡単に時間内で質問してみたいと思います。

これは国際的にも有名なテレビ・ラジオ番組のコンテストで、モンテカルロフェステバルにおいて特別賞・国際批評家賞等の賞を受賞したようございます。NHKに敬意を表するわけでござい

ます。

現在我が国の年間総発電量の二〇%は原子力発電、その率も十年後には三分の一に達する予定でございます。この原子力発電の増加に伴いまして、核燃料あるいは使用済み核燃料の輸送が今後とも増加してまいります。核燃料サイクルが完成されない我が国では、当然海外からの原料輸入、また海外への使用済み核燃料の輸送という問題が必然的に派生をいたします。この核燃料の輸送、実際には海上輸送になりますけれども、この実態が余り知られていないのが実情でございます。平和、民主、公開という原子力三原則の言葉もありますけれども、安全体制を含めます簡単

に質問をしてまいりたいと思います。海上輸送についても質問等はまだ全然行われていないのじやないかと思つていてるんですけれども、はしょって質問いたしますので、答えていただきたいと思います。

一つは、核燃料の海上輸送に対する規制、二番目には、使用済み核燃料船の運航実態、三番目には、使用済み核燃料船の入港の実態、四番目は、原発専用港の状態、それから五番目には、建設申請書上の係船能力、六番目には、係船能力三千トンの岸壁能力実態、七番目には、使用済み核燃料船の大きさの問題、八番目には、危険物船の喫水制限等、九番目には、水路誌の物揚場、静水池の航行安全、あるいは輸送途上における海上保安

型、十一番目には、原発建設時の資材輸送船の必要性。時間がございませんので、また後刻にいたしまして、関係の部局の方に

構でございますので、簡潔に答えていただきたいと思います。

○政府委員(岡野忠君) それでは最初に、私どもの方から核燃料の海上輸送の安全規制につきまして、特に物理的な面についてお答え申し上げたいと思います。

核燃料物質の輸送の安全規則でございますけれども、船舶安全法に基づく危険物船舶運送及び貯蔵規則というのに基づいて行われております。その基準は国際原子力機関で定めました放射性物質安全輸送規則、これの基準を取り入れております。

具体的な中身でございますけれども、輸送する核燃料物質にも新燃料とか使用済み燃料とかいろいろございますけれども、輸送する核燃料物質の危険性に応じまして輸送容器、輸送方法、そういうつたものについての基準が定まっております。

してまた、そういうものが実際に輸送される場合につきましてそれを基準に適合しているかどうか、その安全性を確認するということを行つております。

○政府委員(岡野忠君) ただいま輸送容器あるいは積みつけ等に関する規制についての御報告があつたわけでござりますけれども、私ども海上保安庁の方で関係いたしますところといたしまして、は危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づきまして、このような核燃料物質等の輸送が行われる場合に

は、あらかじめ関係の管区海上保安本部長の方に報告があることになつております。一方、その規則に基づきまして必要な指示等を管区海上保安本部長は与えることができる、このような仕組みになつておりますが、このような仕組みを活用いたしましたが、私どもとしましては、船舶が満載喫水で十分しまして、一例で申し上げますと、このような届け出の中にいろいろな行政指導を踏まえまして、

機関との連絡の方法、あるいは不必要な関係者が接近しないようにするための措置、あるいは万一路に遭つたときの措置等の、大きな柱でござりますと四つぐらいの柱に基づきまして、いろいろなケースがあるわけでございますが、おおむね二十項目余りのごく具体的な細かい制限を課してお

るわけでございます。そのようなやり方ににおいて輸送行為における安全を担保するというようにやつているわけでございます。

それから二番目に使用済み核燃料船の運航実態はどうだといふお話をございましたが、使用済みの核燃料につきましてはいわゆるその専用船で輸送しているわけでございますけれども、英國籍の会社の船四隻及び日本籍の会社の船一隻、トータル五隻で輸送を行つて、そんなような状況になつております。

また、入港の実態はどうであるか、こういう御質問でございましたが、昭和六十年を基準にとりまして、使用済み核燃料の場合に、入港した船が全国で十港、入港件数は全体で約四十件となつておる状況でございます。

それから、原発の専用港の状況といたしましては、これも例示で申し上げた方がよろしいだろうと思ふんございますが、例えば茨城県の東海村の場合におきましては、専用岸壁で水深六メートル、岸壁の長さ百三十メートル、最大の係船能力は三千デッドウエートトンといふうになつておりますと、他の原子力発電所の専用岸壁もおおむねそんなような規模でございます。またこれらの専用岸壁は大体専用港に設けられておりまして、航行する船舶もこの原子力発電所関係に限られて

いるという実態でございます。

海上保安庁の関係で御質問がありましたことにつきましては以上でございます。

○政府委員(岡野忠君) 建設申請時にどういう係船能力で申請されておったか、こういう御質問であったかと存じます。

港湾法の定めによりましてこれは原子力発電所の専用施設もその対象になるんではあります、港湾の施設を建設いたします場合には、都道府県知事あるいはまた港湾管理者に届け出ないしは許可を得るということになつております。その関係で当たつてみますと、原子力発電所におきましても、いわゆる積み荷について量的な制限をいたしまして、そして安全な接岸ができるようこれ

というふうに理解をいたしております。

それから次に、三千トンの岸壁というのはどういうものか、こういうお尋ねであらうかと思いま

す。一般的に私たち港湾の計画をしたり建設をしたりします場合の係留施設の諸元といいますのは当該施設を使用する船舶に応ずる形でつくる、こういうこととしておりますので、係留能力が三千デッドウエートトン級といいましても係留施設の諸元は必ずしも同じではないというのが原則でござります。

さて、しかしながら、これは使用いたします船が特定されておる場合には、その特定なものに対応する形でよろしいんありますが、一般的に船舶が特定できないような場合、公共港湾がその例であるわけであります、そういう場合には標準的な寸法といものを定めておりまして、三千デッドウエート級といいます一般貨物船の場合には、例えば係留施設の長さは百五メータ、水深は六・五メータといふふうに相なつております。

それから、その次にもう一つ、原発専用港湾の整備の必要はないか、こういうお尋ねであったかと存じます。

先ほど申し上げましたように、原子力発電所の港湾の施設といふのは、それを利用しております船が専用船と申しますか船型なり運航の仕方なりが決まつておるというふうなことでございまして、港湾の施設もそれに見合つたものになつておるといふことでございますので、現在の施設で対応ができるんじやないか、かように考えておりま

す。

○矢原秀男君 では、時間参つておりますので、運輸大臣最後に一言だけ答弁していただきたいんです、今申し上げておりますのは、使用済みの核燃料の移動ですね、こういう放射性物質の海上輸送の安全チェック、これは当然運輸省の大きな管轄でございますから、大臣として今後、国際的にも非常に不安な状況もございます、一言で結構

でございますけれども、そういう面についての万

全体制、こういうものについての決意を伺つて、終わりたいと思います。

○國務大臣(三塚博君) ただいま保安庁岡田次長、港湾局長、それから貨物局長とそれぞれ御説明、答弁がございました。核物質についての処理、安全ということは我が国の基本政策の一つであります。さような意味におきまして、それぞれの担当者をさらに督励を申し上げ、指導、監督を徹底をいたしまして、万全を期してまいりつもりであります。

○小笠原貞子君 新たに第七次港湾整備計画といふものをお出しになる以上は、昭和三十六年以來第六次までに至るこの港湾計画が実質的にはどうであつたか、そういう総括が正しくなされた次の新しい計画に入れる、そう思うわけです。

そこで、時間もございませんので、まず大臣に御所見を伺ひたい。いろいろな総括の角度はあるうかと思ひますけれども、港湾に関していえばやつぱり取扱物量というものが非常に大きなウエー

トを占めると思うわけでございます。私ども資料で調べましたところ、例えば港湾取扱貨物量、六年目標値と第六次五ヵ年計画の目標が、室蘭でいいますと六千六百二十五万トン、これに對して実績は三千三十七万トン、その率は四五・八%でございます。それから、苫小牧、目標値八千八百四十二万トン、実績は四千八百二十万トン、これまた五四・五%でございます。以下、率だけを申し上げますと、函館が六〇・七%、小樽が七一%、釧路六・九%、留萌が四三・三%、稚内四五・三%、十勝が六〇・七%、石狩湾に至りましては〇・五%、紋別が約四〇%、網走が三八・八%、根室五一%、こういうのが実績として出しているわけでござりますね。

そういたしますと、北海道は重点的に今までいろいろ考えていただきたいということはありますのは、企業立地がなかなか港湾の完成と整備率に並行して進んでおらないなということを改めて実感をいたしたわけであります。さような意味でせつ迫いをしていたなら。

そこで、例え行管庁が五十八年八月、港湾整備係についての結果報告を出しております。これで見ましても私が今申し上げましたように、貨物が今よりも上向ぎになるよというような御自信がおありになるかどうかという点ですよね。見通し、見通しがなかつたらダメですよね、もう後追いをしていたなら。

そこで、例え行管庁が五十八年八月、港湾整備係についての結果報告を出しております。これで見ましても私が今申し上げましたように、「取扱貨物量が計画を大幅に下回つたため、整備の名前じゃなくて、(A)、(B)というような形で指摘されているわけでございますよね。そしてまた

について、そしてこれからまた港湾事業に伴うこれに関しては自治体の持ち出しというものは莫大な額になつてしまります。自治体の持ち出しが三百二十六億ということになつております。

北海道で言ひますと、実績、自治体の持ち出しどと、室蘭が十一億、それから苫小牧が四十六億、函館が二十六億、釧路四十三億、石狩が四十四億、根室が九億と、こういうふうに自治体の持ち出しひうのが非常に大きな負担になつていると

思ひます。それでも大臣いろいろとお聞きになつていて、このことも大臣いろいろとお聞きになつていて、このことを重要な要素として計画に織り込みつつ全體を取り進めていくということでなければならぬなということでございます。今後一生懸命その視点で取り組んでまいりたい、こうしたことでござ

います。

○小笠原貞子君 そういう姿勢で、そういう視点で取り組むとおっしゃるのは当たり前のことなんですね。企業立地が、企業が張りつきまして、そしでもう物量が多くなるということになれば当然解消はつく問題だけれども、今の経済情勢の中でもそこころを重要な要素として計画に織り込みつつ全體を取り進めていくことでなければならぬなということでございます。今後一生懸命その視点で取り組んでまいりたい、こうしたことでござ

います。

本新五ヵ年計画の進め方に当たりましても、ただ港をつくればよろしいというのではなく、その辺のところを十二分に計画の中に織り込み、同時に、港湾担当者も、また運輸省といったしまして、大きく政府全体といたしましても、その辺のところを重要な要素として計画に織り込みつつ全體を取り進めていくことでなければならぬなということでございます。今後一生懸命その視点で取り組んでまいりたい、こうしたことでござ

います。

○國務大臣(三塚博君) ただいま小笠原議員の詳細な現状分析に基づいた御指摘でございますが、お聞きいたしておりまして痛感をいたしますのは、企業立地がなかなか港湾の完成と整備率に並行して進んでおらないなということを改めて実感をいたしたわけであります。さような意味でせつ迫いをしていたなら。

そこで、例え行管庁が五十八年八月、港湾整備係についての結果報告を出しております。これで見ましても私が今申し上げましたように、「取扱貨物量が計画を大幅に下回つたため、整備の名前じゃなくて、(A)、(B)というような形で指

されていますよね。そしてまた

重点的実施という項目の中に、「したがって、運輸省は、港湾整備事業の今後の推進に当たっては、経済活動と密接な関連を有し、整備に長期を要する」という港湾の特性を踏まえて、より詳細な需要予測等を行うとともに、「とこう書いてあるわけです。この詳細な需要予測というものがはつきりしてないと目標値に對して三分の一とかひどいになつたら二十分の一でしよう。第六次の場合にはそれをちょっと予測目標を大分減らしましたよ。だから今のところはちょっと百何十億」というふうに見えるけれども、いたしますとこの行管庁で指摘されたのが五十八年八月でございます。それに基づいて先ほど言いましたように、有效地に実施されるということを経済見通しとして本気どの程度考えていらっしゃるか、御自信がおあります。だから今のところはちょっと百何十億といふ

もので、今日の日本経済、世界経済の影響を深刻に受けた立場にあるという意味で予測はなかなかもつて難しいと率直に言わざるを得ないわけですね。ただ、我が国が工業国家、貿易国家という観点の中で、どう経済政策を今後展開をするかといふことは、政府としてまた国会として絶えず御議をいためておるところをございます。

○國務大臣(三塚博君) 大変経済は生き物であります。ますます、今日の日本経済、世界経済の影響を深刻に受けた立場にあるという意味で予測はなかなかもつて難しいと率直に言わざるを得ないわけですね。ただ、我が国が工業国家、貿易国家という観点の中で、どう経済政策を今後展開をするかといふことは、政府としてまた国会として絶えず御議をいためておるところをございます。

○小笠原貞子君 それじゃ具体的に伺います。石狩湾新港、現在唯一供用が開始されております木材専用の東埠頭がござります。この使用状況といふものを数字で簡単にお答えいただきたいと思ひます。五十七、五十八、五十九、六十の数字。

○政府委員(達沢浩君) お答えいたします。五十七年度から六十年度までの東埠頭木材岸壁の使用状況でございますが、木材船のみで申しますと、五十七年度一隻、五十八年度四隻、五十九年度六隻、六十年度六隻、四年間で十七隻ということです。

○小笠原貞子君 今おっしゃったとおりでござります。五十九、六十は計画は十二隻でござりますが、これもまた入りましたのは半分というようなことでござります。

そこで一つの問題になりますのは、この石狩湾新港というのが冬期非常に強風と高波で使用できぬという条件を持つていて、よく現地調査をさせていただきました。よって、よく現地調査をさせていただきまして適切な対応をしてまいりたい、こう思いました。

○國務大臣(三塚博君) 御指摘のとおり初めて承りました。よって、よく現地調査をさせてまいりたい、こう思いました。そこで、私はいつもしつこく言うんだけれども、なぜそういう御承知いかと思ひますけれども、なぜそういうことが言われるかと申しますと、六十年の二月十六年に行いました海上保安部の巡視船「ほるべ」による出入港のテストというのがございました。このテストの報告を見ますと、冬期としては

運営、企業立地という国土計画に基づいた中でどう取り組むかということがあります。そういう意味で、所在市町村あるいは大きくは府県、道といふ形の中でも本問題に対する取り組みというものを政府も一体となつて進めさせていただくなどのやうな具体的な手はずを、今までやつてきたわけですが、さすがにやはりこういう時点で、これにつき込んでございますが、さらにやはりこういう時点に立て考えますならば、積極的にこれを取り進めます。

○小笠原貞子君 それじゃ具体的に伺います。石狩湾新港、現在唯一供用が開始されております木材専用の東埠頭がござります。この使用状況といふものを数字で簡単にお答えいただきたいと思います。五十七、五十八、五十九、六十の数字。

○政府委員(達沢浩君) お答えいたしました。石狩湾新港、それで隣りに小樽の港。そこには天石狩湾新港。それで冬場は入ってないんですね。私は地元ですから、この問題はよく調査もいたしました。港ができたら後は管理者任せだよといふのはなくって、私は、運輸省としてもその港湾がどういうふうに生かされているかということを、やつぱりしっかりと見ていただかなければならぬ。そうでないと全くのむだ遣いになってしまふことがあります。

○國務大臣(三塚博君) 御指摘のとおり初めて承りました。よって、よく現地調査をさせてまいりたい、こう思いました。そこで、私はいつもしつこく言うんだけれども、なぜそういう御承知いかと思ひますけれども、なぜそういうことが言われるかと申しますと、六十年の二月十六年、マスター・プランが立てられて今や全くみじめなものですよ。本当にもう全部計画を変え、やつと国家備蓄、それから民間石油備蓄に変えたけれども、けれどもこれは相変わらず草ぼう

ぼう。先ほどどなたかおっしゃつておりましたけれども、クマに注意なんという立て看板も出されような、そういう大変な苦東開発でございま

す。

それで、お聞きいただいて、これは開発厅に直接お答えをいただからなきやならないと思ひますけれども、国費でおたくで今までつぎ込んだのが三百二十二億です。伺いました。それから、

今度自治体負担が三百十三億も現在までつぎ込まれておりますね。そして借入金、現在約九百十三億五千万です。それから、利子払い約六百五億三

千万という、こういうのをずっと持つてあるんですね。いつか経済がよくなるであろうということ

で、そのときの準備だなんて、私が国会で質問するたびにそう言われたんだけれども、そんなにむ

だ遣いずっと続けて、私は金が余っている國なんだなあと言われてもしようがないと思いま

すよね。こういうこと。

そこで、具体的にひとつ私は問題を提起して開

発厅の御意見を伺いたいんだけれども、苦東開発株式会社というのがございます。これも何回も国

会で取り上げさせさせていただきました。そこで、常勤役員というのが一人おりますんでね。その

人件費が一億三千六百万円、一人当たり平均で約一千二百萬という金額だと。借入金が約一千億、一日の利払いが約千九百万のまさに倒産企業とい

ふうに言われるようなところで、苦東開発会社と

いうのは天下り役員のボスト確保のためではないかというふうなことがもうずっと前から言われて

いるわけでございますよね。そういうことが港湾との関係もござりますし、こういう倒産企業であるのに天下り的な役員がいて、平均で一千二百萬というような給料をもらって、そしてまだそのま

んなまづとこれ続けてもらっていくのを当然だというふうにお思いになるのかどうか、もう何回も

何回もやっていることですけれども、一言ちよつと御感想を伺いたいと思います。

○政府委員(瀧沢浩君) お答えいたします。

ただいま先生が述べられた数字についてはその

とおりでございます。

それで、会社にどういう考え方でそういう報酬を決めておるかというお話を申し上げましたところ、役員の報酬というのは、類似の機関だとかそ

ういう一般職員の給与の水準とかそういうのを見

めながら決めているというふうに聞いておりまし

て、ただ会社の状況が非常に地域開発が長期化してありますので、経営的に困難性も増大している

報酬は据え置きという考え方で措置しているとい

うことでございます。

それから、一般的な水準が高いか低いかについ

ては若干私もどういう判断をすればいいのかちょ

つと迷っておりますが、第三セクターですか

ら、公務員とかあるいは政府関係金融機関に準じ

たような考え方で対処したらどうかなという考

方も一つあるかと思いまして、まあ北海道東北開

発公庫とかあいうところの役員報酬とか比較し

ますとバランスがとれて、そろ高いということでは

ないような感じもしておりますが、なお業績も

業績でございますから……。

○小笠原貞子君 仕事しない会社なんだからね。

だから、その辺は会社の

方を据え置きという考え方で対処しているというところもぜひ御理解をいただきたい、こう思つております。

○政府委員(瀧沢浩君)

大臣ね、きょう私が言いました

のは、港をつくるなと言つてあるんじゃないんで

すよ。やっぱりこの不景気な時代に仕事は欲しい

といふ気持ちもわかると。しかし、それが行監で指摘されたように有効な投資でなければならぬと。余っている国家予算ならいざ知らずですよ、もうさんざん削つて、きょうは言えなかつたけれども、補助率の削減でまた地方負担大変になりますよ。そんなところで、全く効率の上がらない予算をばっか入れちゃつていいというのを少しづともな頭じやおかしいんじやないかと。私もまたもな頭のつもりでさつきから伺つていたんだ

いですね。

例えば、さつき局長こう言われたんですよ。予備費というのは予期しないところに、例えば沖縄

返還のときと、こういう説明なさいましたよね。

それから、今度調整費というのはいろいろ言つて、経済情勢の激変に対し弾力的に使うもんだと、こうおっしゃつたんですね。経済情勢が激変したときに使うと。これも予期してなかつたこと

でどう、経済情勢激変とね。そうしたら、前のとどういうふうに違うんですか、この辺ね。だから、どう言葉を考えられてもこれはおかしいとい

うのは、もう自分でわかつていらっしゃると思う。大臣もにやにや笑つてから、おかしいと

は思いながら、調整費というものをつけなきやな

らないというところに、私はやっぱり考えてもらわなきやならないと思うんですよ。しかも、五年計画だと出しながら三年目にまた見直すんだと。

まさにこれは本当に気楽な法案だな、全く責任の

ないやり方だなと言わざるを得ないわけなんでござります。過ちはわかつたらすに正せばいいんだから、だからこれから今後のやり方を私ははずつと監視させていただきたいと思います。

終わります。

○委員長(鶴岡洋君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴岡洋君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○小笠原貞子君 私は、日本共産党を代表して、

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案に反対する討論を行ひます。

政府は第七次港湾整備五カ年で、第六次計画を上回る四兆四千億円もの巨費をつぎ込んで、港湾

の諸整備を推進するとしているが、その内容は相

政府は、言葉では、これまでの基盤整備中心、臨海工業中心型から、高度な物流空間、多様な産業空間、豊かな生活空間の形成とそれらの三つが組み合わされた総合的港湾づくりを進めるとしていが、実際にはこれまで以上の大型港湾づくりであり、既に破綻が明らかとなつた苦東計画等の大規模開発プロジェクトの推進などの大企業のための港湾づくり計画であります。

以下、具体的に法案に対する反対の理由を申し述べます。

反対する第一の理由は、第七次港湾整備五カ年計画の内容を策定した二月の閣議了解の無責任さについてであります。

閣議了解では、第七次計画の総投資規模の約五分の一を占める七千九百億円を調整費の項目に組み込んでいるが、これはまだかつて一度も使用されたことのないものであります。

さらに重大な点は、閣議了解では本計画を決定する前から、三年後には見直すこと前提にしていることです。このようなわずか五年先の見通しも明らかにできないような計画では、政府の責任ある計画とは言えないものです。計画を再検討し

直すべきであります。

反対する第二の理由は、政府の言う民間活力の導入の本当のねらいが、大企業のための仕事づくりすぎないからであります。

その最も端的な例が東京湾の沖合人工島計画であります。これは当初の運輸省の沖合人工島計画には全くなかつたもので、昨年夏以降に構想が急浮上しました。しかも、運輸省自身が述べられて

るよう、この計画は建設省の東京湾横断道路計画を側面から援助するのが目的であります。今でさえ環境問題や船舶航行の安全問題が不安視されている東京湾に、総面積百八十ヘクタールの巨大人工島を、四千五百億円もの建設費を投入して

推進することは、絶対に認めるることはできませ

ん。計画を直ちに撤回すべきであります。

反対する第三の理由は、これによって地方自治体の財政負担がさらに増大し、自治体財政が困難

に陥るおそれがあるからであります。

今回の港湾の補助率の改正により、地方自治体の負担は三年間で約三百六十億円もふえることが予想されています。国の財政事情から考へると、さらには補助率の削減が続く可能性が強く、このままで地方自治体財政が危機的状況に追い込まれることは必至の状況です。港湾法の趣旨にも反することになつて、新たな地方への負担増を容易に認めるべきではないのであります。

以上、反対する理由を述べて、私の反対討論を終ります。

○委員長(鶴岡洋君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(鶴岡洋君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(鶴岡洋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴岡洋君) 次に、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者小柳勇君から趣旨説明を聴取いたしました。小柳勇君、ただいま議題となりました日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

現在、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に

基づいて進められている特定地方交通線対策については、当該地域における交通の確保、住民の利便等が十分反映されないまま廃止が強いるため、地域住民の強い反発を招いており、まさに遺憾と言わざるを得ません。

申すまでもなく、特定地方交通線は、当該地域において、地域住民の生活に欠くことのできない流れに乗れない人々にとって、特定地方交通線は唯一の輸送機関となつております。

また、特定地方交通線は、単に、地域交通の中核としての役割のみならず、営業キロが百キロメートルを超える長大路線を抱えているほか、地方中小都市間輸送、大都市への優等列車による直行輸送が現に行われているなど、全国交通ネットワークとしての重要な役割も担っております。その公共交通性は極めて大きいものがあります。

このように、特定地方交通線が重要な役割、使命を果たしているにもかかわらず、現行では、単に効率性の観点から、乗り合いバス事業に転換することを前提に特定地方交通線を廃止する措置がとられております。

しかし、効率性優先による特定地方交通線の廃止は、当該地域における交線の確保や住民の利便が十分考慮されないばかりか、先駆の努力で築き上げられた鉄道網を寸断することになります。一たん鉄道が廃止されてしまうと、再び鉄道敷設の必要が生じた場合、その実現は至難のわざとなり、後世に大きな禍根を残すことになりかねません。鉄道が敷かれて駅ができ、駅を中心に町や村ができました。鉄道、とりわけ駅は、その町や村の玄関であり、集会所であり、地域住民にとって心のあるとともに言えましょう。長年、鉄道とともに生きてきた地域から、安易に鉄道を奪い去ることになり、ひいては、過疎、過密現象を一層促進させ、政府の標榜する国土の均衡ある発展に逆行する措置と断じても過言ではありません。

一方、バス転換につきましても、最近の道路交通の渋滞混雑は、都市部、農村部を問わず全国的な現象となつております。また、鉄道の持つ大量、定期便等が十分反映されないまま廃止が強いるため、地域住民の経済的負担の高まりについては既に多く指摘されているところであります。

結果として、特定地方交通線は真に不必要と言えるでしょうか。その廃止は唯一無二の政策選択の道であります。

また、特定地方交通線は、効率性が悪いと言われます。その上、バス転換に伴う地方公共団体初め

が、昭和五十九年度決算における特定地方交通線全線の赤字額は七百五十億円と少なく、国鉄全体の損失一兆六千五百五億円のわずか四・五%にすぎません。東北新幹線の赤字額の半分でしかないのです。新たに、特定地方交通線に地域住民の要望に沿つて駅を配置したり、使いよい列車ダイヤの編成、レールバスの配置などの工夫を講ずれば、その利用度は格段に高まり、収益も改善されるはずです。

以上申し述べましたように、特定地方交通線の廃止の申請ができることになつておりますが、その規定を削除することとしております。

このほか、協議会が特定地方交通線の廃止を前述するものではなく、当該地域における交通の発展の将来に向けて必要であります。

したがいまして、特定地方交通線対策として、まず、特定地方交通線の選定、承認を厳正に見直すほか、現行の特定地方交通線対策協議会に二年間の期限をつけ、協議が調わない場合は当該特定

地方交通線のあり方を踏まえた検討の場に改变する必要があります。

このようにすることにより、国鉄の営業線として存続維持する道も残した上で、特定地方交通線の存廃を決めることが可能となり、地域の意思を尊重しつつ、可能な限り、鉄道として存続できる方向で結論を導くことができるようになります。

○委員長(鶴岡洋君) 次に、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案を

議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。三

本法律案は、以上の考え方のつとり提案するものであります。

第一は、特定地方交通線の選定及び承認に当たっては、その対策を乗り合いバス事業への転換が適当である営業線としておりますが、これを削除します。

第二は、特定地方交通線対策協議会は、学識経験者の意見を聞くことができるとしております。

第三は、協議会において、一定期間内に協議が調わない場合には、国鉄は、当該特定地方交通線の廃止の申請ができることになつておりますが、その規定を削除することとしております。

このほか、協議会が特定地方交通線の廃止を前提とするものではなく、当該地域における交通のあり方を踏まえて鉄道の存廃を協議する機関とすることに伴い、国鉄の経営改善計画に明示が義務づけられている廃止予定期を削除するなど所要の措置を講じております。

以上が、本法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同ください。

以上であります。(拍手)

○委員長(鶴岡洋君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(鶴岡洋君) 次に、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案を

議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。三

塙運輸大臣。

○國務大臣(三塚博君) ただいま議題となりました日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

国鉄の経営は、昭和五十九年度末において繰越欠損金が十二兆円を超えたほか長期債務残高も二十一兆八千億円に達するなどまさに危機的状況にあります。

このため、政府におきましては、昨年七月に提出された日本国有鉄道再建監理委員会の意見を最大限に尊重し、昭和六十一年四月一日から新経営形態へ移行することにより国鉄の経営する事業の抜本的改革を図ることとしているところであります。

ですが、これと並行して、日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法第三条の規定に基づき、国鉄の経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずる必要があると認められる事項について所要の措置を講じ、国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制整備に資するよう努めているところであります。

本法律案は、昭和六十一年度において、このような緊急に講すべき措置として、国鉄の長期債務に係る負担の軽減及び職員の退職の促進を図るために特別措置を定めることとしたものであります。次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、国鉄の長期債務に係る負担の軽減を図るため、政府は、資金運用部が国鉄に貸し付けている資金に係る債務のうち、既に棚上げ措置を講じてある特定債務五兆円余を一般会計に承継させることとし、一般会計は同額の資金を国鉄に対し無利子で貸し付けたものとするとしておりまます。また、現在一般会計が国鉄に貸し付けている一定の無利子貸付金に係る債務の償還期限等の延長についても必要な措置を講することとしております。

第二に、国鉄の職員が著しく過剰である状態を

緊急に解消するため、国鉄の行う退職希望職員の募集に応じて退職を申し出、認定を受けた職員が昭和六十一年度中に退職したときは、その者に対する俸給、扶養手当及び調整手当の合計額の十ヶ月分の額に相当する特別給付金を支給するなど所要の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(鶴岡洋君) 以上で趣旨説明の聽取は終りました。

午後一時十六分散会

四月二十五日本委員会に左の案件が付された。

一、国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願(第一五一一号)(第一五一三号)

(第一五一四号)(第一五一五号)(第一五一六号)(第一五一七号)(第一五一八号)(第一五

一九号)(第一五一〇号)(第一五一一号)(第一五

五二号)(第一五一三号)(第一五一四号)(第一五

三号)(第一五一四号)(第一五一五号)(第一五

三六号)(第一五一七号)(第一五三八号)(第一

五三九号)(第一五一九号)(第一五一

一五四号)(第一五一〇号)(第一五一

一五五号)(第一五一三号)(第一五一四号)

(第一五一五号)(第一五一六号)(第一五一

一六号)(第一五一七号)(第一五三八号)(第一

五三九号)(第一五一九号)(第一五一

一五四号)(第一五一〇号)(第一五一

一五五号)(第一五一三号)(第一五一四号)

(第一五一五号)(第一五一六号)(第一五一

一七号)(第一五一七号)(第一五七三号)(第一

五七四号)(第一五一七五号)(第一五七六号)(第一

五七七号)(第一五一七八号)(第一五七九号)(第一

五九四号)(第一五九五号)(第一五九六号)(第一

五九七号)(第一五九八号)(第一五九九号)

(第一六〇〇号)(第一六〇一号)(第一六一

二号)(第一六一三号)(第一六一四号)(第一六

一五号)(第一六一六号)(第一六一七号)(第一

六一八号)(第一六一九号)(第六二〇号)

(第一六二一号)(第一六二二号)(第一六二三

一五号)(第一六一六号)(第一六一四号)(第一

六二号)(第一六一四号)(第一六一五号)(第一

六三号)(第一六一六号)(第一六一五号)(第一

六四号)(第一六一六号)(第一六一五号)(第一

六五号)(第一六一六号)(第一六一五号)(第一

六六号)(第一六一六号)(第一六一五号)(第一

六七号)(第一六一六号)(第一六一五号)(第一

六八号)(第一六一六号)(第一六一五号)(第一

六九号)(第一六一六号)(第一六一五号)(第一

一五八〇号)(第一五八一号)(第一五八二号)(第一五八三号)(第一五八四号)(第一五八五号)(第一五八六号)(第一五八七号)(第一五八八号)(第一五八九号)(第一五九〇号)(第一五九一号)(第一五九二号)(第一五九三号)(第一五九四号)(第一五九五号)(第一五九六号)(第一五九七号)(第一五九八号)(第一五九九号)(第一六〇〇号)(第一六〇一号)(第一六一

請願者 長野県飯田市白山町一ノ六、九五
三 佐々木公成 外一万三百十九
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五一四号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 口武 外一万二千三百十名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五一五号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 中原千代美 外九千七百十六
紹介議員 笠山 篤君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五一六号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市松尾二七二ノ一 井
紹介議員 藤弘子 外一万三百十五名
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五一七号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 岡本誠 外一万五千五百二十四名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五一三号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市駄石四、九四四
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五一四号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 岡本誠 外一万五千五百二十四名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県飯田市鼎上山一、三四六 紹介議員 一片桐美智子 外八千六百九名 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五三七号 昭和六十一年四月十二日受理 國鉄の分割反対、全國ネットワーク維持に関する 請願
請願者 長野県飯田市鼎下山四四三ノ九 伊藤昭子 外一万四百四名 紹介議員 寺田 熊雄君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五三八号 昭和六十一年四月十二日受理 國鉄の分割反対、全國ネットワーク維持に関する 請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、八三一ノ 九 遠山とみ 外九千四百九名 紹介議員 中村 哲君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五三九号 昭和六十一年四月十二日受理 國鉄の分割反対、全國ネットワーク維持に関する 請願
請願者 長野県飯田市鼎下山一、〇一五 木下淳子 外一万五千五百四名 紹介議員 野田 哲君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五四〇号 昭和六十一年四月十二日受理 國鉄の分割反対、全國ネットワーク維持に関する 請願
請願者 長野県飯田市鼎上山一、九五五 外八千三百四十 紹介議員 浜本 万三君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五四一号 昭和六十一年四月十二日受理 國鉄の分割反対、全國ネットワーク維持に関する 請願
請願者 長野県飯田市鼎下山二、〇一五 外一万四百四名 紹介議員 丸谷 金保君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五四二号 昭和六十一年四月十二日受理 國鉄の分割反対、全國ネットワーク維持に関する 請願
請願者 長野県飯田市鼎一色四ノ八 原田 稔勇 外九千四百二十七名 紹介議員 福間 知之君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五四三号 昭和六十一年四月十二日受理 國鉄の分割反対、全國ネットワーク維持に関する 請願
請願者 長野県飯田市鼎下山三八四ノ四 鈴木尚子 外一万三千三百四名 紹介議員 松本 英一君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五四四号 昭和六十一年四月十二日受理 國鉄の分割反対、全國ネットワーク維持に関する 請願
請願者 長野県飯田市鼎中平一、七八〇 熊谷勉 外九千六百七名 紹介議員 丸谷 金保君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五四五号 昭和六十一年四月十二日受理 國鉄の分割反対、全國ネットワーク維持に関する 請願
請願者 長野県飯田市鼎中平一、九五五 外八千三百四十 紹介議員 浜本 万三君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五四六号 昭和六十一年四月十二日受理 國鉄の分割反対、全國ネットワーク維持に関する 請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、八三〇 外一万四百四名 紹介議員 目黒今朝次郎君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五四七号 昭和六十一年四月十二日受理 國鉄の分割反対、全國ネットワーク維持に関する 請願
請願者 長野県飯田市鼎中平三、一二七 一〇 吉田晴美 外八千五百二名 紹介議員 本岡 昭次君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五四八号 昭和六十一年四月十二日受理 國鉄の分割反対、全國ネットワーク維持に関する 請願
請願者 長野県飯田市鼎中平三、一二〇九 三 杉山長子 外一万三千三百二十 紹介議員 八百板 正君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五四九号 昭和六十一年四月十二日受理 國鉄の分割反対、全國ネットワーク維持に関する 請願
請願者 長野県飯田市鼎中平三、一二〇九 前沢信子 外八千七百二十九名 紹介議員 山田 譲君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五六〇号 昭和六十一年四月十二日受理 國鉄の分割反対、全國ネットワーク維持に関する 請願
請願者 長野県飯田市鼎東鼎三一〇 吉川 千春 外一万四百十九名 紹介議員 和田 静夫君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五六一号 昭和六十一年四月十四日受理 國鉄の分割反対、全國ネットワーク維持に関する 請願

請願 請願者 長野県飯田市大休七、一二三 木下一二三 外一万千三百十一名

紹介議員 青木 薫次君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六二号 昭和六十一年四月十四日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

第一五六六号 昭和六十一年四月十四日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

紹介議員 赤桐 操君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六七号 昭和六十一年四月十四日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

紹介議員 稲村 稔夫君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六八号 昭和六十一年四月十四日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

紹介議員 秋山 長造君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六九号 昭和六十一年四月十四日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

紹介議員 小野 明君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六四号 昭和六十一年四月十四日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

紹介議員 稲山 篤君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六五号 昭和六十一年四月十四日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

紹介議員 稲山 篤君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六六号 昭和六十一年四月十四日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

紹介議員 稲山 篤君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六七号 昭和六十一年四月十四日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

紹介議員 秀雄 外一万二千七百十三名 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六八号 昭和六十一年四月十四日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

紹介議員 大木 正吾君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六九号 昭和六十一年四月十四日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

紹介議員 永井收 外一万二千三百十五名 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎中平一、三三九ノCノ二〇一 鶩沢正弘 外九千五百二十六名

紹介議員 大森 昭君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎下山一、三九二ノ一 伊藤覚一 外九千五百二十四名

紹介議員 稲村 稔夫君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎西鼎五六七 牧内

紹介議員 梶原 敬義君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎西鼎五六七 牧内

紹介議員 梶原 敬義君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎下山二、〇一二ノ四 宮内実 外一万五千五百六名

紹介議員 柏谷 照美君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎下山二、〇一二ノ四 宮内实 外一万五千五百六名

紹介議員 柏谷 照美君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎上山一、七二〇

紹介議員 小野 明君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎上山一、七二〇

紹介議員 小野 明君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎下山一、七二〇

紹介議員 小野 明君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎下山一、七二〇

紹介議員 小野 明君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎中平一、二九一ノ一 村沢廣 外九千四百三十二名

紹介議員 久保田真苗君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎西鼎六五七 伊藤

紹介議員 小柳 勇君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎中平一、二九一ノ一 公二 外九千七百五十五名

紹介議員 小柳 勇君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎中平一、二九一ノ一 公二 外九千七百五十五名

紹介議員 小柳 勇君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎上山三、六二二ノ一 宮下恵美子 外九千二百一名

紹介議員 佐藤 三吾君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎上山三、六二二ノ一 宮下恵美子 外九千二百一名

紹介議員 佐藤 三吾君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎東鼎一八〇 佐藤

紹介議員 佐藤 三吾君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎切石四、一三一 とみゑ 外一万二千四百二名

紹介議員 久保 亘君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎切石四、一三一 とみゑ 外一万二千四百二名

紹介議員 久保 亘君 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県飯田市鼎一色九五ノ六 小
松つたゑ 外九千三百三十三名
紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八〇号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎一色三〇ノ一 安
田正一 外一万四百二十一名
紹介議員 管野 久光君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八一號 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下茶屋一、〇一五
ノ五 木下健 外一万千二百四十一名
紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八二号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎一色八九ノ五 小
木曾行男 外九千六百二十名
紹介議員 濑谷 英行君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八三号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、〇六九ノ二
代田陽次 外一万二千六百三
紹介議員 高杉 延忠君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八四号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎一色三二ノ六 木
下義正 外九千六百三十名
紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八五号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市竹佐田付一、一六〇
本村勝敏 外一万六百三十三名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八六号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎名古熊一、九七一
ノ三 北原弘人 外一万千四百五
紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八七号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下山四四三ノ八
高木勇 外九千四百三十七名
紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八八号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、〇六九ノ二
代田陽次 外一万二千六百三
紹介議員 高杉 延忠君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八九号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下茶屋一、〇三九
ノ一 松沢知世 外一万千五百四
紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九〇号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、八三一ノ一〇 渡辺政雄 外一万千四百一
紹介議員 福間 知之君
十七名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九一号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石五、一一九ノ五 木下ヒロ子 外一万千二百三
紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九二号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石一、七六〇ノ五
教子 外一万千五百二名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九三号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石五、一五三ノ二 伊沢正博 外九千三百一
松本 英一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九四号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市正永町一ノ一、二二
七ノ五 伊藤英明 外九千六百七
紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九五号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎上山一、九六一
新井紀一郎 外一万二千三百五十
九名
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九六号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎一、七六〇ノ五
鬼頭重正 外一万千四百二十名
紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九七号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎一色四四〇
北原 敦子 外一万千五百二名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九八号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石五、一五三ノ二
伊沢正博 外九千三百一
松本 英一君

二二

請願 請願者 長野県飯田市鼎切石四、四八一
須山和彦 外九千三百二十二名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九八号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山六八六 関口
百龜 外一万千六百八名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九九号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、五三六ノ
一大橋保則 外一万千七百四十
一名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六〇〇号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山一、六四〇ノ
一小西ひろ子 外九千三百二十
一名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六〇一号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山二、六四〇ノ
一大橋保則 外一万千七百四十
一名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一一号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山三、一七〇
一 松尾義人 外一万千百九十五名
一名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一一号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山八二二ノ三
岩波文男 外一万七百二十八名
山田 謙君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一〇号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町木ノ下北城
三六 小澤友太郎 外一万千四百
十二名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一〇号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平一、四八六ノ
一〇 松下範一 外一万七百四十
名

紹介議員 青木 莘次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一〇号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、三六九
佐藤喜彦 外一万二千三百三十四
名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一五号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、四九三
鈴木良藏 外八千七百六十三名
紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一六号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山四五九ノ二
渡辺秀夫 外九千六百六十一名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一七号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、一三七
松沢香里 外一万十二名
紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一七号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山四五九ノ二
愛子 外一万九百三名
紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎下山一、三六一ノ
五 中村清 外一万千七百八十六
名

紹介議員 雉山 篤君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎中平一、二五四ノ
七 山田茂 外九千八百四十一名
名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎中平一、二五四ノ
七 山田茂 外九千八百四十一名
名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎中平一、二七〇
ノ一八 熊谷隆司 外一万二千二百
百七十七名
紹介議員 桶原 敬義君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎西鼎六二六 岡田
愛子 外一万九百三名
紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎中平一、九九四ノ
四 関島カナエ 外一万千九百三
名

紹介議員 桶原 敬義君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎西鼎六二六 岡田
愛子 外一万九百三名
紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎中平一、九九四ノ
四 関島カナエ 外一万千九百三
名

紹介議員 桶原 敬義君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願 請願者 長野県飯田市鼎中平一、九九四ノ
四 関島カナエ 外一万千九百三
名

紹介議員 桶原 敬義君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県飯田市鼎西鼎六四八 野口 武一 外一万千百八十二名		請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
紹介議員 片山 基市君		この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
請願 第一六二三号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願		第一六二三号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎東鼎一〇六ノ五 岩崎タマエ 外九千五百七十八名		請願者 長野県飯田市鼎切石四、三七八ノ一 吉川明 外一万千百十名
紹介議員 久保 直君		紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
請願者 長野県飯田市鼎名古熊一、五二五 奥村武治 外一万四百七名		請願者 長野県飯田市鼎一色九五ノ四 北原みつこ 外九千六百四名
紹介議員 久保田真苗君		紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
請願 第一六二四号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願		請願 第一六二八号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎上山一、八三六ノ一 七 筒井崇博 外一万五百九十七名		請願者 長野県飯田市鼎上山二、七四二ノ一 宮内新一 外八千九百九十二
紹介議員 小柳 勇君		紹介議員 高杉 達忠君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
請願 第一六二五号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願		請願 第一六三三号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎切石五、一二一ノ九三 林計介 外一万二千二百八十一名		請願者 長野県飯田市鼎一色九五ノ四 北原みつこ 外九千六百四名
紹介議員 小柳 勇君		紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
請願 第一六二六号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願		請願 第一六二九号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎上山一、八三六ノ一 七 筒井崇博 外一万五百九十七名		請願者 長野県飯田市鼎上山二、七四二ノ一 宮内新一 外八千九百九十二
紹介議員 小柳 勇君		紹介議員 高杉 達忠君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
請願 第一六二七号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願		請願 第一六三一号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎一色一四九ノ六 宮沢美佐子 外八千六百三名		請願者 長野県飯田市鼎一色二三ノ一三 脇坂剛 外一万千四百四十七名
紹介議員 鈴木 和美君		紹介議員 福間 知之君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
請願 第一六二八号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願		請願 第一六三二号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎西鼎六五一ノ一四 野口健治 外一万三百五十五名		請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五五ノ五 沖田清 外一万千八百四十名
紹介議員 小山 一平君		紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
請願 第一六二九号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願		請願 第一六三六号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎上山三、六一五ノ一 大場鉄明 外一万九百二十八名		請願者 長野県飯田市鼎鼎一色七六 子 外一万多五百十一名
紹介議員 寺田 熊雄君		紹介議員 濱谷 英行君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
請願 第一六三一号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願		請願 第一六三九号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎鼎一色二三ノ一三 脇坂剛 外一万千四百四十七名		請願者 長野県飯田市鼎鼎一色二三ノ一三 安達成吉 外一万七百五名
紹介議員 福間 知之君		紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
請願 第一六三二号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願		請願 第一六四〇号 昭和六十一年四月十五日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎鼎三二六ノ一 白木八郎 外一万九百五十一名		請願者 長野県飯田市鼎鼎三二六ノ一 冲田清 外一万千八百四十名
紹介議員 寺田 熊雄君		紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四一号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石五、一五三ノ二〇 福沢茂雄 外九千七百三十名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四二号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎上山三、〇三五吉川大三 外一万一千八百八十五名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四三号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、八三四ノ四 下井宗明 外一万四百十一名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四四号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、八二六ノ四 藤田正司 外一万一千三百名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四五号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、三九九ノ五 日置弘光 外一万一千七百十五名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四六号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、三八四ノ三名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四七号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、三〇〇ノ七名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四八号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、三九九ノ一 阿部多七郎
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

五月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願(第一七〇八号)(第一七〇九号)

(第一七一〇号)(第一七一一号)(第一七一二号)(第一七一三号)(第一七一四号)(第一七一五号)(第一七一六号)(第一七一七号)(第一七一八号)(第一七一九号)(第一七二〇号)(第一

七二一号)(第一七二二号)(第一七二三号)(第一七二四号)(第一七二五号)(第一七二六号)(第一七二七号)(第一七二八号)(第一七二九号)(第一七三〇号)(第一七三一号)(第一七三二号)(第一七三三号)(第一七三四号)(第一七三五号)(第一七三六号)(第一七三七号)(第一七三八号)(第一七三九号)(第一七四〇号)(第一七四一号)(第一七四二号)(第一七四三号)(第一七四四号)(第一七四五号)(第一七四五号)(第一七四六号)(第一七四七号)(第一七四八号)(第一七四九号)

(一)車いす使用者の社会的参加は、逐年増加傾向にあるが、これに反して、公共交通機関、特に日本国有鉄道においては、社会的参加に対応した整備がされていない。日本国有鉄道は、各駅舎を車いす使用のまま他人の手を借りないで独自に乗降で

請願 請願者 長野県飯田市鼎中平二、三八四ノ一 加藤文彦 外一万四百九十九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六五〇号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平一、三八四ノ一 加藤智子 外九千八百七十二名
紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六五一号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎西鼎六四八 荒尾秋人 外一万六百八名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六五二号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平一、九八四ノ二 宮下かめよ 外一万二千四百十名
紹介議員 山田 让君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六五三号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平一、三八四ノ一 加藤智子 外九千八百七十二名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六五四号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平一、三九九ノ一 牧野内喜代 外一万三百三十九名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六五五号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎西鼎六四八 荒尾秋人 外一万六百八名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六五六号 昭和六十一年四月十七日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六二 阿部多七郎
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六五七号 昭和六十一年四月十七日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、三九九ノ一 安恒 良一君
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

(一)車いす使用者の社会的参加は、逐年増加傾向にあるが、これに反して、公共交通機関、特に日本国有鉄道においては、社会的参加に対応した整備がされていない。日本国有鉄道は、各駅舎を車いす使用のまま他人の手を借りないで独自に乗降で

きるよう改修すべきであるが、各駅を一挙に改修することは経費などの面もあつて不可能であるから、厚生省などと連絡をとり、車いす使用者(高齢者を含む)の実数を把握して、車いす使用者がどの駅からどの駅まで利用するかを調査し、これらの駅舎を最初に改修し、以下順を追つて改修をすすめるよう望むものである。また、各客車両には必ず一名から二名の車いす障害者が乗車できるようするとしてある。(一)交通事故により植物人間になつた被災者に介護料が支給されるようになり、昭和五十六年度特別会計予算では、その対象者が乗車していないときは一般の客が使用するようするとしてある。(二)交通事故により植物人間にされた被災者に介護料が支給されるようになり、昭和五十六年度特別会計予算では、その対象者が乗車していないうときは一般の客が使用するようするとしてある。(三)被災重度障害者に対する介護人の必要性を認めて、介護料が額定損傷者まで拡大された。しかし、我が国の判例では、一級から二級までの被災重度障害者に対する介護人の必要性を認めて、介護料が支給対象のなかに兩下肢麻痺の脊髄損傷者(一級)をいれるよう望むものである。

<p>する請願(第一七五五号)、 一、国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に 関する請願(第一七六九号)(第一七七〇号) (第一七七一号)(第一七七二号)(第一七七三 号)(第一七七四号)(第一七七五号)(第一七七 六号)(第一七七七号)(第一七七八号)(第一七 七九号)(第一七八〇号)(第一七八一号)(第一 七八二号)(第一七八三号)(第一七八四号)(第 一七八五号)(第一七八六号)(第一七八七号) (第一七八八号)(第一七八九号)(第一七九〇 号)(第一七九一号)(第一七九二号)(第一七九 三号)(第一七九四号)(第一七九五号)(第一七 九六号)(第一七九七号)(第一七九八号)(第一 七九九号)(第一八〇〇号)(第一八〇一号)(第一 一八〇二号)(第一八〇三号)(第一八〇四号) (第一八〇五号)(第一八〇六号)(第一八〇七 号)(第一八〇八号)(第一八〇九号)(第一八 〇号)</p> <p>一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に 関する請願(第一八七〇号)(第一八七一号) (第一八七二号)(第一八七三号)(第一八七四 号)(第一八七五号)(第一八七六号)(第一八七 七号)(第一八七八号)(第一八七九号)(第一 八八〇号)(第一八七八号)(第一八七九号)(第一 八八三号)(第一八八四号)(第一八八五号)(第一 八八六号)(第一八八七号)(第一八八八号) (第一八八九号)(第一八九〇号)(第一八九一 号)(第一八九二号)(第一八九三号)(第一八九 四号)(第一八九五号)(第一八九六号)(第一 八九七号)(第一八九八号)(第一八九九号)(第一 九〇〇号)(第一九〇一号)(第一九〇二号)(第一 九〇三号)(第一九〇四号)(第一九〇五号) (第一九〇六号)(第一九〇七号)(第一九〇八 号)(第一九〇九号)(第一九一〇号)(第一九 一号)</p> <p>一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に 関する請願(第一七五五号)</p>	<p>する請願(第一九四七号)(第一九四八号)(第 一九四九号)(第一九五〇号)(第一九五 一〇号)</p> <p>一、国鉄再建に関する請願(第一〇八三号)</p> <p>一、国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に 関する請願(第二〇八四号)(第二〇八五号) (第二〇八六号)(第二〇八七号)(第二〇八八 号)(第二〇八九号)(第二〇九〇号)(第二〇九 一号)(第二〇九二号)(第二〇九三号)(第二〇 九四号)(第二〇九五号)(第二〇九六号)(第二 〇九七号)(第二〇九八号)(第二〇九九号)(第 二一〇〇号)(第二一〇一号)(第二一〇二号) (第二一〇三号)(第二一〇四号)(第二一〇五 号)(第二一〇六号)(第二一〇七号)(第二一〇 八号)(第二一〇九号)(第二一〇〇号)(第二 一一〇号)(第二一一一號)(第二一一三号)(第 二一一四号)(第二一一五号)(第二一一六号) (第二一一七号)(第二一一八号)(第二一一九 号)(第二一一一〇号)(第二一一一〇号)(第二 一二一〇号)(第二一二一三号)(第二一二一 四号)(第二一二一三号)(第二一二一四号)(第二 一二五号)</p> <p>一、国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に 関する請願(第一九四七号)(第一九四八号)(第 一九四九号)(第一九五〇号)(第一九五 一〇号)</p> <p>請願者 長野県上伊那郡箕輪町木下北城一 三、一七三〇六五 東城英機 外 九千八百九十八名</p> <p>紹介議員 秋山 長造君</p> <p>この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎上山二、七二六 一、九五〇号 昭和六十一年四月十九日受理</p> <p>紹介議員 上野 雄文君</p> <p>この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五〇 号 昭和六十一年四月十九日受理</p> <p>紹介議員 小野 明君</p> <p>この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五〇 号 昭和六十一年四月十九日受理</p> <p>紹介議員 伊藤英博 外九千七百五十八名</p> <p>この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五〇 号 昭和六十一年四月十九日受理</p> <p>紹介議員 小野 明君</p> <p>この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五〇 号 昭和六十一年四月十九日受理</p> <p>紹介議員 佐々木賢徳 外一万千七百十 六名</p> <p>この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五〇 号 昭和六十一年四月十九日受理</p> <p>紹介議員 稲山 篤君</p> <p>この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五〇 号 昭和六十一年四月十九日受理</p> <p>紹介議員 岩村 稔夫君</p> <p>この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五〇 号 昭和六十一年四月十九日受理</p> <p>紹介議員 大森 昭君</p> <p>この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五〇 号 昭和六十一年四月十九日受理</p> <p>紹介議員 小原淑子 外一万五千五百二十一 名</p> <p>この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五〇 号 昭和六十一年四月十九日受理</p> <p>紹介議員 植村 稔夫君</p> <p>この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五〇 号 昭和六十一年四月十九日受理</p> <p>紹介議員 植原 敬義君</p> <p>この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p>
<p>請願者 長野県飯田市鼎下山二七三〇五 請願者 長野県飯田市鼎下山二七三〇五 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎切石四、四四八 請願者 長野県飯田市鼎中平二、二五四 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎中平二、二五四 請願者 長野県飯田市鼎中平二、九九五 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎中平二、九九五 請願者 長野県飯田市鼎中平二、九九五 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎上山四、〇二四 請願者 長野県飯田市鼎上山四、〇二四 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎西鼎六、一七〇三 請願者 長野県飯田市鼎西鼎六、一七〇三 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。</p>	<p>請願者 長野県飯田市鼎切石四、一三〇 二、山田定義 外一万七百十二名</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎切石四、一三〇 二、山田定義 外一万七百十二名</p> <p>請願者 長野県飯田市鼎中平二、九九五 三、大木正吾君</p>

第一七二九号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎中平二、〇〇二一 二 木下耕太郎 外九千五百十六 紹介議員 柏谷 照美君	紹介議員 小柳 勇君	治郎 外九千六百十二名
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七二〇号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎下山二五五ノ二 牧野吉伸 外一万千二百十四名 紹介議員 片山 基市君	紹介議員 小山 一平君	十五名
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七二一号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎名古熊六〇八 瀬賀一 外一万四百一名 紹介議員 久保 亘君	紹介議員 佐藤 三吾君	金田謙司 外一万二百一名
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七二二号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎上山三、六一〇 瀬賀一 外一万四百一名 紹介議員 久保 亘君	紹介議員 佐藤 三吾君	金田謙司 外一万二百一名
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七二三号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎切石五、一二一 道林今朝男 外一万千四百五十二 紹介議員 久保田真苗君	紹介議員 志苦 裕君	志苦 裕君
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七二七号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎一色四ノ一二 松 山英根 外一万一千四百二十一名 紹介議員 菅野 久光君	紹介議員 竹田 四郎君	原隆司 外九千八百六十三名
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七二三号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎中平二、〇〇二一 二 木下耕太郎 外九千五百十六 紹介議員 柏谷 照美君	紹介議員 小柳 勇君	治郎 外九千六百十二名
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七二四号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎切石四、一〇〇 二 大竹孝輔 外一万二千四百八 十五名	紹介議員 小山 一平君	十五名
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七二五号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎一色九五ノ七 松 井一市 外九千七百五十九名 紹介議員 佐藤 三吾君	紹介議員 金田謙司 外一万二百一名	井一市 外九千七百五十九名
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七二六号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎上山一、三四五ノ 二 細田秋男 外九千八百三十三 紹介議員 志苦 裕君	紹介議員 佐藤 三吾君	金田謙司 外一万二百一名
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七二七号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎下山一、〇六八ノ 一 木下健 外一万千六百二十一 紹介議員 高杉 妙忠君	紹介議員 高杉 妙忠君	高杉 妙忠君
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七二八号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎下茶屋二、一五九 ノ四 倉田千浪 外九千二百四十 紹介議員 小柳 勇君	紹介議員 鈴木 和美君	鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七二九号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎下山一色九五ノ七 松 井一市 外九千七百五十九名 紹介議員 濑谷 英行君	紹介議員 金田謙司 外一万二百一名	井一市 外九千七百五十九名
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七三〇号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎下山四四三ノ三 松 氣賀沢次雄 外八千八百三十七名 紹介議員 中村 哲君	紹介議員 濑谷 英行君	氣賀沢次雄 外八千八百三十七名
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七三一号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎下山一、〇六八ノ 一 木下健 外一万千六百二十一 紹介議員 高杉 妙忠君	紹介議員 高杉 妙忠君	高杉 妙忠君
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七三二号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎切石四、三四九 松 下善彦 外九千七百五十九名 紹介議員 野田 哲君	紹介議員 高杉 妙忠君	高杉 妙忠君
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七三三号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎一色二八ノ一 園 林博司 外二万一千四百四十五名 紹介議員 浜本 万三君	紹介議員 野田 哲君	林博司 外二万一千四百四十五名
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			
第一七三四号 昭和六十一年四月十九日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する 請願	請願者 長野県飯田市鼎一色一四九ノ五 松 下善彦 外九千七百五十九名 紹介議員 浜本 万三君	紹介議員 野田 哲君	浜本 万三君
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。			

第一七三七号	昭和六十一年四月十九日受理	請願者 長野県飯田市北方三、四九七ノ二 中島道遙 外一万四百十八名	紹介議員 村沢 牧君 福間 知之君	国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
第一七三八号	昭和六十一年四月十九日受理	請願者 長野県飯田市鼎切石四、四四八 平松千里 外九千八百十三名	紹介議員 松前 達郎君	国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
第一七三九号	昭和六十一年四月十九日受理	請願者 長野県飯田市鼎下山八一三ノ一 牧内八郎 外九千四百十五名	紹介議員 松本 英一君	国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
第一七四〇号	昭和六十一年四月十九日受理	請願者 長野県飯田市鼎切石五、一二一ノ 平岩收一 外一万千六百七名	紹介議員 丸谷 金保君	国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
第一七四一号	昭和六十一年四月十九日受理	請願者 長野県飯田市鼎切石五、一二一ノ 吉田成子 外一万千六百八九名	紹介議員 矢田部 理君	国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
第一七四二号	昭和六十一年四月十九日受理	請願者 長野県飯田市鼎中平三、二一七 牛木春美 外一万二千三百九十九名	紹介議員 清水實 外一万二千四百十九	国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
第一七四三号	昭和六十一年四月十九日受理	請願者 長野県飯田市鼎中平二、八三四ノ 桜井由明 外九千九百二十	紹介議員 日黒今朝次郎君	国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
第一七四四号	昭和六十一年四月十九日受理	請願者 長野県飯田市鼎切石四、四〇三 中村昇一 外一万五千五百二名	紹介議員 本岡 昭次君	国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
第一七四五号	昭和六十一年四月十九日受理	請願者 長野県飯田市鼎中平一、三九九 日置弘光 外一万三百二十一	紹介議員 安永 英雄君	国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
第一七四五九号	昭和六十一年四月十九日受理	請願者 長野県飯田市鼎名古熊一、三〇一 佐々木光雄 外九千八百二十七	紹介議員 山田 謙君	国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
第一七五〇号	昭和六十一年四月十九日受理	請願者 長野県飯田市鼎中平三、二一七 吉田成子 外一万四百十一	紹介議員 小林康人 外一万四百十一	国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
第一七五一号	昭和六十一年四月十九日受理	請願者 長野県飯田市鼎中平三、二九三 柳田勝司 外九千五百八十九	紹介議員 秋山 長造君	国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
第一七五二号	昭和六十一年四月十九日受理	請願者 長野県飯田市鼎下山一、二九〇 花井静子 外一万二千四百三	紹介議員 長野県飯田市鼎中平二、二九〇 白石等	車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

第一七九一號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 長野県飯田市鼎下茶屋一ノ二 宮下正義 外一万三千三百十四名 この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。
第一七九二號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 長野県飯田市鼎一色二二ノ一二 朝本秀子 外一万二千四百四十九名 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一七九三號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 長野県飯田市山本三五九ノ一三 長谷川捷 外九千五百二十四名 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一七九四號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 長野県飯田市鼎下山七〇九ノ三 山田守 外一万六百二十九名 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一七九五號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 長野県飯田市鼎下山四四三ノ六 船戸三郎 外一万千七百三十四名 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一八〇〇號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 中村 哲君
第一七九六號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五一ノ二 森晃志 外一万千七百五十九名 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一七九七號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 長野県飯田市鼎下茶屋一、〇六九 ワニ 泰孝志 外一万千九百四十名 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一七九八號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 長野県飯田市鼎中平一、九七三 亀山利子 外一万千九百四十九名 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一七八九號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 長野県飯田市鼎中平一、九五五ノ一 塚田公夫 外一万二千五百六十名 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一八〇〇號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五五ノ一 村沢 牧君
第一八〇一號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 長野県飯田市鼎中平一、三三八ノ一 木下悦夫 外八千九百九十四名 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一八〇二號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 長野県飯田市鼎上山二、三七五ノ一 今村友子 外九千百八十九名 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一八〇三號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 長野県飯田市鼎名古熊一、〇六一 木下悦夫 外八千九百九十四名 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一八〇四號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 長野県飯田市鼎中平一、三八四ノ一 加藤文彦 外一万八百九十九名 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一八〇五號 昭和六十一年四月二十一日受理 國鐵の分割反対、全國ネットワーク維持に関する請願 請願者 長野県飯田市鼎切石四、五二五ノ一 安永 英雄君

第一八〇九号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、二五四ノ三 清水邦治 外一万七千五百四名
紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八一〇号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、二五四ノ三六 小沢由紀乃 外九千六百九
紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八一〇号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町木ノ下北城
名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八一〇号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
紹介議員 野口正吾
名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八一〇号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八一〇号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願者 山形県米子市東福原九〇〇ノ一
紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八四八号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

第一八七〇号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、二三〇
紹介議員 青木 新次君
名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七一号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下山六八三ノ三
紹介議員 荒井宗男 外一万三百二十名
名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七二号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下山六八三ノ三
紹介議員 赤桐 培君
名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七三号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、三六五
紹介議員 秋山 長造君
名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七四号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、三六五
紹介議員 稲山 篤君
名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七五号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、一五一
紹介議員 稲村 稔夫君
名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七六号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、一一〇
紹介議員 上野 雄文君
名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七七号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎上山一、七六七
紹介議員 梅村茂子 外一万二百四名
名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七八号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎上山一、三三九
紹介議員 片山 基市君
名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七八号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平一、三三九
紹介議員 佐々木重昭 外一万千九百九十七名
名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八八三号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平一、二二一
紹介議員 道林サカエ 外一万一千二百九十四名
名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八八三号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平一、二二一
紹介議員 大木 正吾君
名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県飯田市鼎東鼎一九ノ三 平 票健吉 外一万千六百三十五名		紹介議員 佐藤 三吾君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
紹介議員 久保 亘君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		第一八八四号 昭和六十一年四月二十一日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎名古熊一、六四三 小林利夫 外一万二千四百三十 一名 久保田真苗君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		第一八八八号 昭和六十一年四月二十二日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎一色四三ノ一 石 原靜 外九千三百三十三名 紹介議員 志苦 裕君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		第一八八九号 昭和六十一年四月二十二日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎上山一、八三六 吉川聰 外一万千六百三十九名 紹介議員 竹田 四郎君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		第一八九三号 昭和六十一年四月二十二日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎下山八二八ノ三 八 伊壱正明 外一万千四百二十 一名 菅野 久光君 紹介議員 竹田 四郎君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		第一八九四号 昭和六十一年四月二十二日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市上川路九八三 小林 武司 外一万八百五十四名 紹介議員 対馬 孝且君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		第一八九八号 昭和六十一年四月二十二日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎上山一、六四二 二 今村明 外一万二百七十七名 紹介議員 鈴木 和美君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		第一八九五号 昭和六十一年四月二十二日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎上山三、六〇八 福与亘 外八千九百十七名 紹介議員 寺田 熊雄君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		第一八九九号 昭和六十一年四月二十二日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、二七〇 的場貴美子 外一万六百三十八名 紹介議員 福岡 知之君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		第一九〇〇号 昭和六十一年四月二十二日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎東鼎三一四 下平 忠人 外九千九百七十三名 紹介議員 松前 達郎君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		第一九〇一号 昭和六十一年四月二十二日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、〇七九 一 山下裕 外一万二千二百一名 紹介議員 小山 一平君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		第一九〇二号 昭和六十一年四月二十二日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎下山四四三ノ七 村瀬俊英 外一万二千四百二十八 紹介議員 中村 哲君 この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。		第一九〇三号 昭和六十一年四月二十二日受理 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願 請願者 長野県飯田市鼎切石四、二二五
田邊ちさと 外一万二千三百一十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇二号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎上山二ノ六七七
福沢定子 外一万千六百四十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇三号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎上山三、〇三三
熊谷教外一万五百二十五名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇四号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、八三四ノ
二五 中村正之 外一万千四百三十八名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇五号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石五、〇八六ノ
一〇 前沢喜代志 外一万二千五百二十二名

紹介議員 国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇六号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願 請願者 長野県飯田市鼎中平一、九四二ノ
三 小原泰子 外九千三百二十六名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇七号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願 請願者 長野県飯田市鼎西鼎八九ノ一 藤井正彦 外一万二千四百十二名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇八号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願 請願者 長野県飯田市鼎下山一、三〇二
壬生伸啓 外一万七百四十一名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇九号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願 請願者 長野県飯田市鼎一色二九五ノ三
吉村英樹 外九千三百二十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九一〇号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願 請願者 長野県飯田市鼎三九九ノ二
竹前巖

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第一九一〇号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願 請願者 名古屋南区堤起町二ノ三五ノ二
栗田久実

請願 請願者 長野県飯田市鼎下山一、三九〇一
伊藤幸 外一万千七百二十九名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九一一号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願 請願者 長野県飯田市鼎西鼎八九ノ一 藤井正彦 外一万二千四百十二名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九四七号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願 請願者 福井県鯖江市鳥羽町三ノ一ノ一八
ノ一 井上武美

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第一九四八号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願 請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四
ノ二 全国脊髓損傷者連合会広島県
支部内 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第一九四九号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願 請願者 北海道美唄市東六条北三丁目 上進之丞
前島英三郎君

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第一九五〇号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願 請願者 宮崎県延岡市野地町六ノ五、三二
〇 全国脊髓損傷者連合会宮崎県支
部内 夏野光孝

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第一九五〇号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第二〇一六号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願

請願 請願者 宮崎県延岡市野地町六ノ五、三二
一 福田清

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第二〇八三号 昭和六十一年四月二十三日受理
国鉄再建に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会

紹介議員 八百板 正君

日本国有鉄道(以下国鉄といふ)は、今まで、
能率的な運営により、これを発展せしめ、もつて

公共の福祉を増進する。を目的に基幹公共輸送機
関として大きな役割を果たしてきた。しかし、国

鉄は現在膨大な長期債務をかかえ、今後の鉄道事
業の健全な運営を維持することは困難な状況にあ
ることは明らかであり、その経営改革は国民的課
題である。ついては、政府及び国会等において国

鉄の分割民営化を基調とした国鉄再建策を検討し
ているが、この経営再建策を決定するにあたって
は、今後とも国鉄のもつ基幹的公共交通機関とし
ての機能を維持するとともに、そこに働く労働者
の生活を保障し、国民経済の活性化と地域住民の
生活向上に寄与するものとなるようになされたい。

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇八六号 昭和六十一年四月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山三、一二七ノ一
一 後藤茂人 外一万三千三百四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇八七号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、二三一
横前甲子雄 外九千六百五十九名

紹介議員 雉山 篤君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇八八号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、一四二
玉川律子 外一万九百八
十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九二号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、一四六
鈴木輝彦 外一万一千二百一十九名

紹介議員 大木 正吉君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九三号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、四四一
近藤正隆 外九千二百七十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九四号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山二、三七四ノ
二 日吉宇平 外一万千七百三十

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九五号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平一、七五七
一 篠田隆 外九千三十九名

紹介議員 赤堀 操君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九六号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎東鼎七二ノ二〇
小島義光 外一万二千五百六十四名

紹介議員 稲谷 照美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九七号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石五、二三八ノ
二 松尾代三郎 外一万七百九十五
四名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九八号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山九九二ノ三
近藤真理子 外一万三百九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九九号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎名古熊二、四八五
ノ一 伊藤勇 外九千四百八十九

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇〇号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平一、四四六
二 池沼守男 外八千八百九十九

紹介議員 赤堀 操君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇九五号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 伊藤申子太郎 外八千五百六十九

紹介議員 稲谷 照美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇九六号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎東鼎七二ノ二〇
小島義光 外一万二千五百六十四名

紹介議員 稲谷 照美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇九七号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石五、二三八ノ
二 松尾代三郎 外一万七百九十五
四名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇九八号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎名古熊二、四八五
ノ一 伊藤勇 外九千四百八十九

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇九九号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平一、四四六
二 池沼守男 外八千八百九十九

紹介議員 赤堀 操君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、八〇八ノ

六 北沢美津子 外一万九百五十
四名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

紹介議員 小柳 勇君

請願

第一二〇〇号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

紹介議員 小山 一平君

請願

第一二〇〇号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

紹介議員 尾科善和 外九千六百七十四名

請願

第一二〇一号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

紹介議員 佐藤 三吾君

請願

第一二〇一号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

紹介議員 松井 哲君

請願

第一二〇一号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

紹介議員 矢沢英次 外一万五千四十四名

請願

第一二〇一号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

紹介議員 吉吉 裕君

請願

第一二〇一号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

紹介議員 長野県飯田市山本三、二九九ノ三

請願

第一二〇一号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願

紹介議員 菅野 久光君
請願
第一二〇四号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
紹介議員 鈴木 和美君
請願
第一二〇五号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
紹介議員 濱谷 英行君
請願
第一二〇六号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
紹介議員 高杉 健忠君
請願
第一二〇七号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
紹介議員 中村 坊君
請願
第一二一〇号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
紹介議員 船戸節子 外九千七百六十九名
請願
第一二一一号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
紹介議員 野田 哲君
請願
第一二一五号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
紹介議員 松本 英一君
請願
第一二一六号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
紹介議員 丸谷 金保君
請願
第一二一七号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下茶屋三、五二五
夫 外九千九百七十九名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県飯田市鼎下山二四六 鈴木
恵子 外一万五千九百七十九名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、四一一
藤田一郎 外九千六百九十四名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、四一一
松前 達郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、四一一
河村弘久 外九千四百五十五

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、二二〇
渡辺実 外九千四百四十四名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、二二〇
金保君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、二二〇
ノ一 渡辺実 外九千四百五十五

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、二二〇
河村弘久 外九千四百五十五

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、二二〇
ノ一 渡辺実 外九千四百五十五

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、二二〇
河村弘久 外九千四百五十五

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

る要件に該当する者

2 日本国有鉄道は、前項の認定を受けた職員が退職したときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に対し、特別の給付金（以下「特別給付金」という。）を支給するものとする。

- 一 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十号）第五条第一項の規定の適用を受けないで退職した者
- 二 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- 三 退職の日又はその翌日、常勤の国家公務員若しくは地方公務員又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立される法人その他これに準ずるものとして政令で定める法人の常勤の職員（以下「特殊法人等職員」という。）となつた者

3 特別給付金は、昭和六十二年三月三十一日までに退職した者に対し支給するものとする。

（特別給付金の額）

第五条 特別給付金の額は、退職の日におけるその者の給与のうち一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に規定する俸給、扶養手当及び調整手当に相当するものの月額の合計額に十を乗じて得た金額とする。（特別給付金の返還等）

第六条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、その者は、運輸省令で定めるところにより、その支給を受けた特別給付金に相当する金額を日本国有鉄道に返還しなければならない。

- 一 その支給に係る退職をした日から起算して一年以内に職員、常勤の国家公務員若しくは地方公務員又は特殊法人等職員となつたとき。
- 二 国家公務員等退職手当法第十二条の二第一項の規定により支給を受けた一般の退職手当等の全部又は一部を返納させられることとなつたとき。
- 三 日本国有鉄道は、特別給付金の支給を受ける

ことができることとなつた者であつてその支給を受けていないものが前項各号のいずれかに該当することとなつた場合には、第四条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。

（特別の配慮）

第七条 国は、日本国有鉄道の職員が著しく過剰である状態を緊急に解消するための措置が円滑に実施されるよう退職する職員の就職のあつせん等及び特別給付金の支給に必要な資金の確保について特別の配慮をするものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

		第六号中正誤				
		ページ 段行				
		誤				正
二	二	三	四	五	六	一
一	一	二	三	四	五	二
から	終	から	終	から	終	
わり	り	り	り	り	り	
受託						
受諾						